

官民が連携した 空き家対策マニュアル (令和3年度版)

2022年3月1日
空き家利活用支援協議会
代表会社 株式会社タス
株式会社東邦銀行
株式会社ジブンハウス
株式会社フューチャーリンクネットワーク
一般社団法人フリーランス協会
朝日航洋株式会社

1. 取り組みの背景と考え方	3
2. ワンストップサービスフロー令和3年度版	13
3. ワンストップフロー関連書類	25
4. ヒアリングマニュアル	32
5. 空き家関連 補助、支援制度まとめ (2022年1月末時点)	48

取り組みの背景と考え方

取り組みの背景

【取組の背景と目的】

- 空き家対策が進展しない理由として、自治体や協力する専門家が、**空き家問題に取り組むほど、リスクや損失が増大するというジレンマがあるため、持続可能性が低い**という点が挙げられる。
- 空き家対策に携わる関係者が抱えるこれらのジレンマを軽減し、**活動しやすい環境(官民連携プラットフォーム)を整えることが、持続可能な空き家対策の推進に繋がる。**

【取組内容の概要】

本事業では、**持続可能な空き家対策に係る官民連携プラットフォームを整備・自立運用**するために下記の取り組みを行う。

(1) 官民の役割分担の明確化

- ・官民それぞれが行うべき業務の明確化
- ・各専門家の役割分担の明確化
- ・試行および改善

(2) 一元的な相談窓口の設置

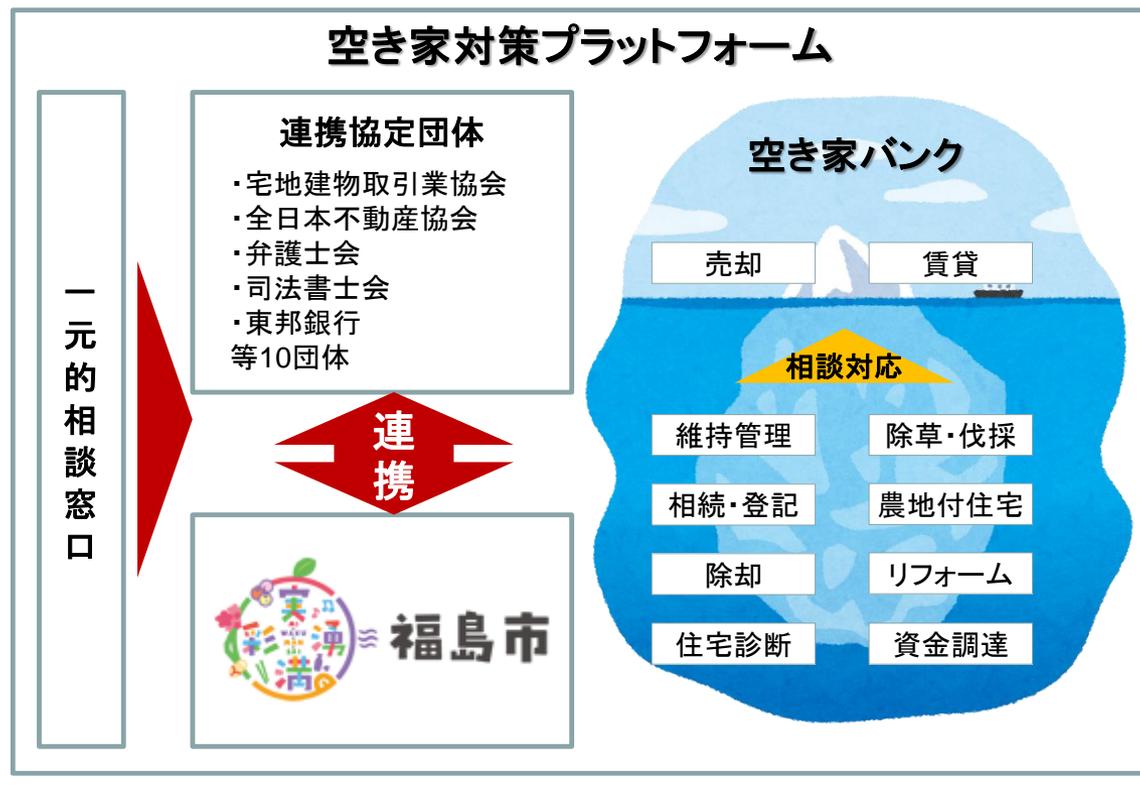
- ・窓口求められる機能の検討
- ・相談者へのヒアリング、専門家への振分けする仕組みの明確化
- ・試行および改善

(3) 2022年度からの本運用準備

- ・福島市事業として自立運用準備

(4) 事業の取り組み内容の公表

- ・官民の役割分担マニュアル
- ・一元的相談窓口機能マニュアル
- ・自立運営に係る検討事項



目的

市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、連携団体が相互に連携・協力し、空き家等発生の未然防止、適正管理、流通及び活用等、総合的な対策を推進する。



取組事項

市民や所有者等への啓発・相談等
 空き家等の流通及び活用の促進
 空き家等対策に関する情報共有・発信

空き家等の発生予防や適正管理の推進
 空き家等の権利関係に関する相談等

《締結後の具体的な取組み(例)》

- ◇合同「空き家相談会」の開催
- ◇相談等に対する円滑な取次ぎ・紹介
- ◇各団体の取組みの相互発信 など

関係機関が連携・地域一体となった空き家等対策の推進

市民啓発

市民等相談

売却・賃借

維持管理

リフォーム・耐震化

不動産評価

所有者等啓発

相続・登記

除却・跡地利用

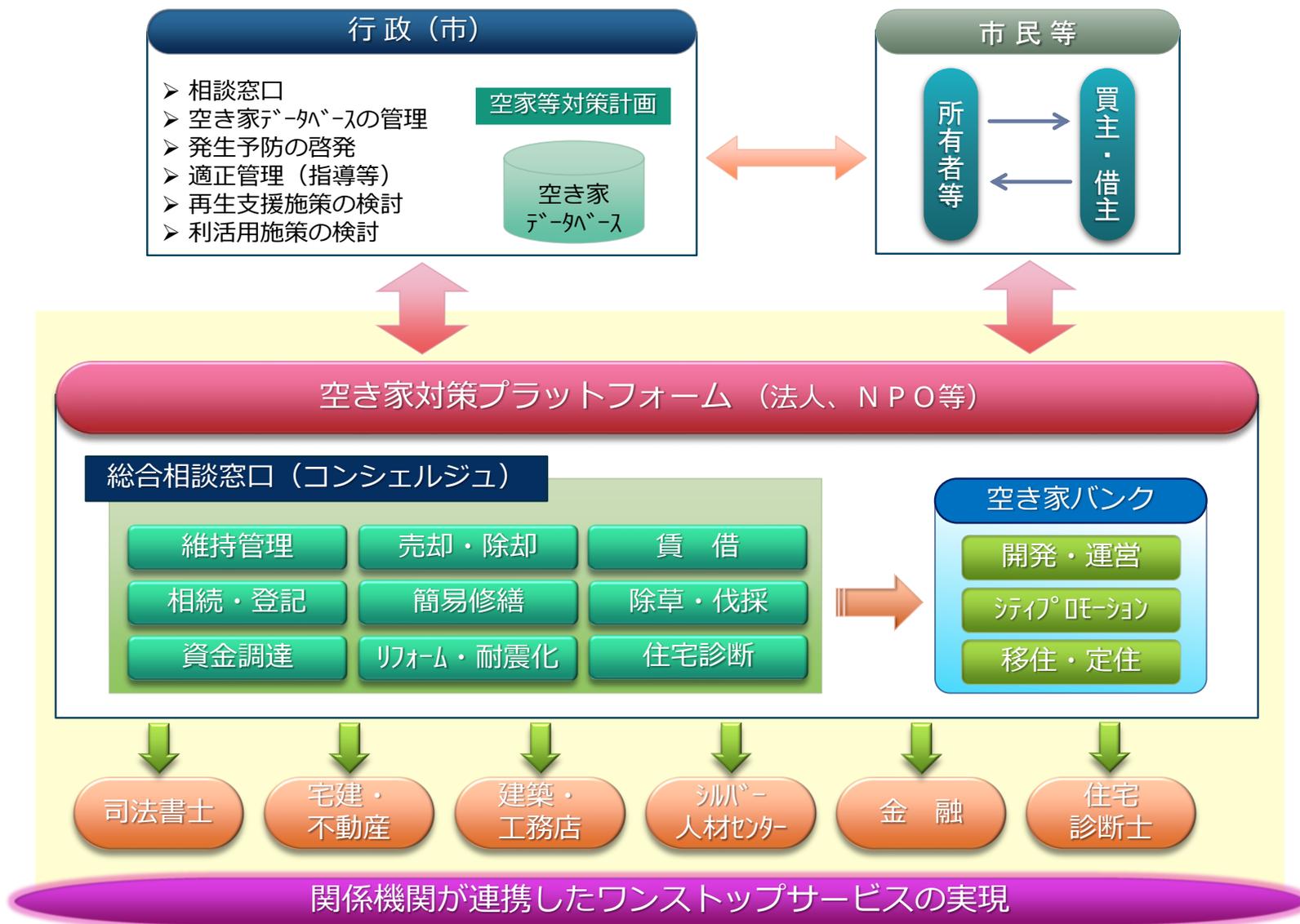
除草・伐採

住宅診断

資金調達

※福島市資料より

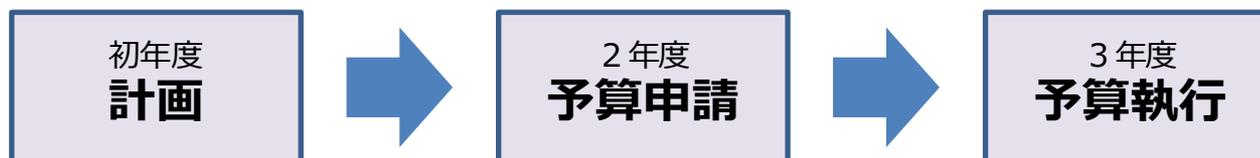
目指すべき将来像（空き家対策プラットフォームの検討）



※福島市資料より

検討に当たって留意した点

- 空き家対策の過程において多くの団体に関係し、どの団体がどの程度の対応をしなければならぬか予測できない
- 行政の予算執行の仕組みでは、前年度に明確な予算申請が必要であるため柔軟な運用が困難（多くの自治体で専門家がボランティアになる理由）



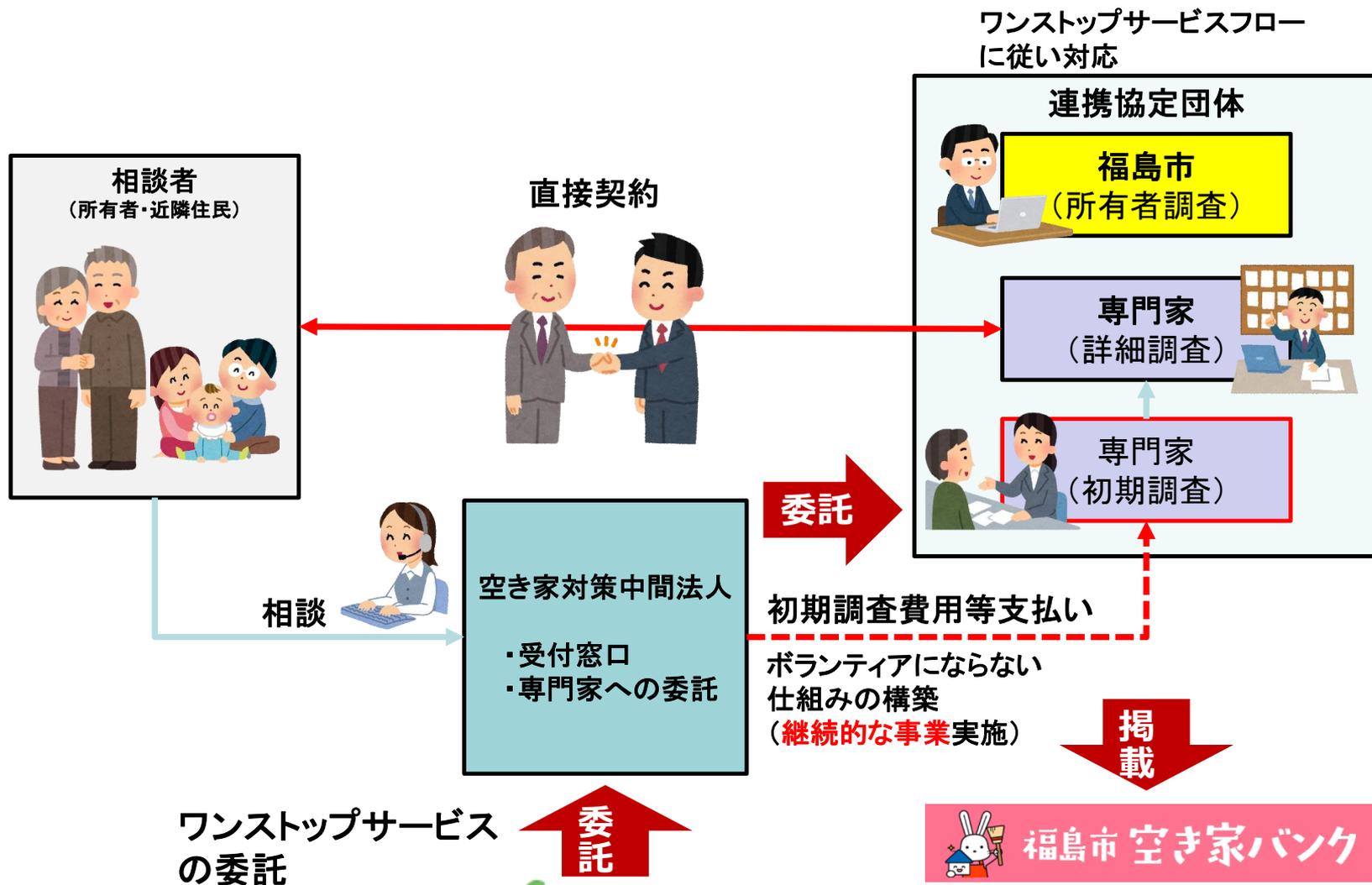
対応策

空き家対策のワンストップサービスを委託する**中間法人**を設けることで、予算の柔軟な運用が実現可能

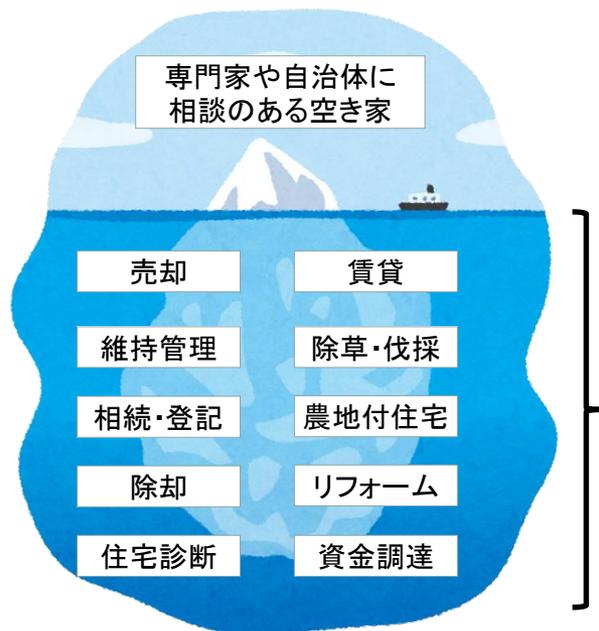
留意点

公正で明確な対策フローの確立

空き家対策に係るワンストップサービス体制イメージ



顕在化していない空き家問題への対応の必要性



- ◆ 専門家や自治体への相談がない空き家が多く存在
- ◆ 高齢者の一人暮らしの増加（空き家予備軍）
- ◆ 所有者の所在が不明となる空き家の増加

対応が遅れると空き家の老朽化が進み、再利用が困難となる

**一元的相談窓口には
地域に密着し、早期に対応できる仕組みが重要**

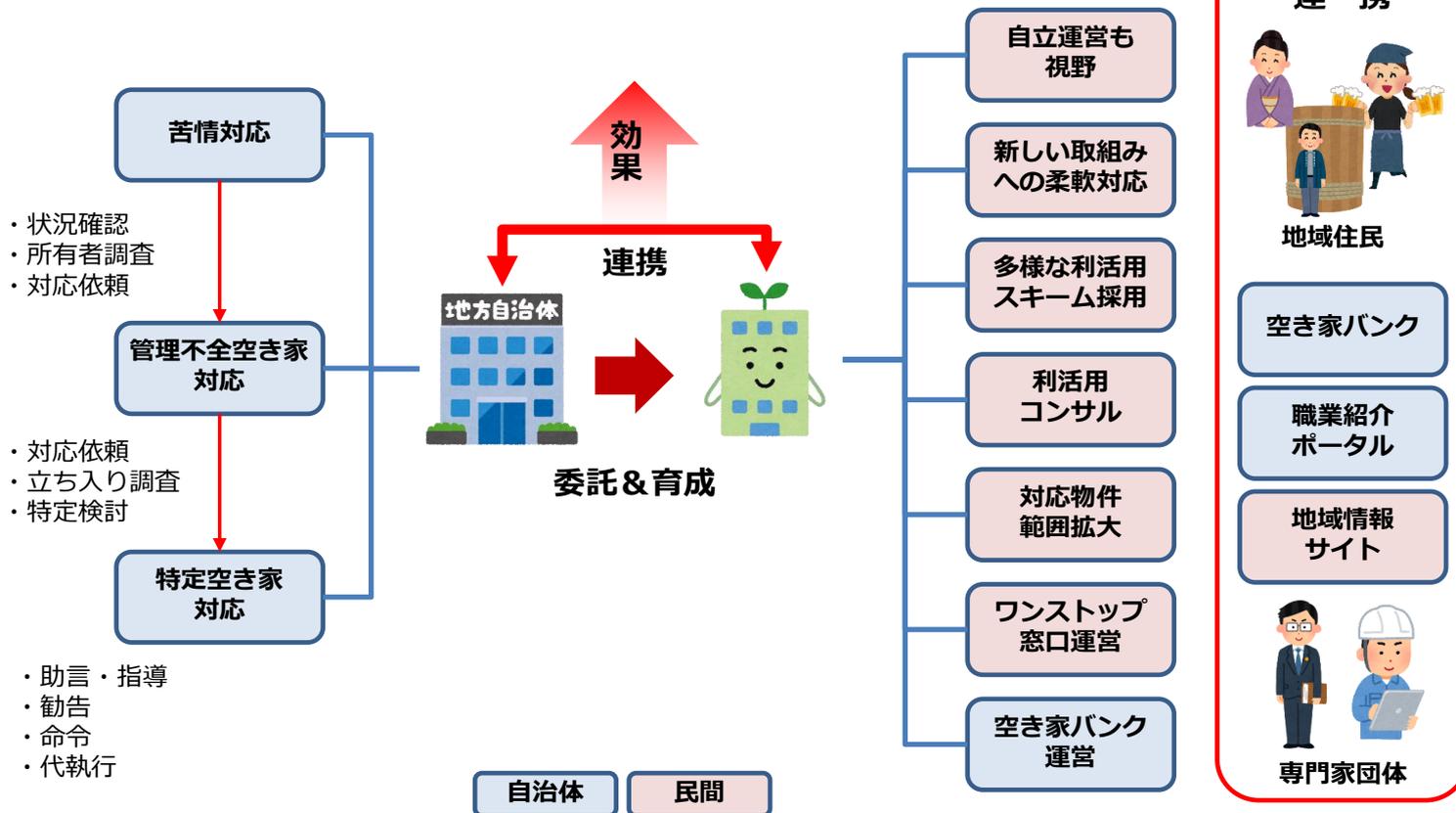
自治体と民間の役割分担の検討

自治体

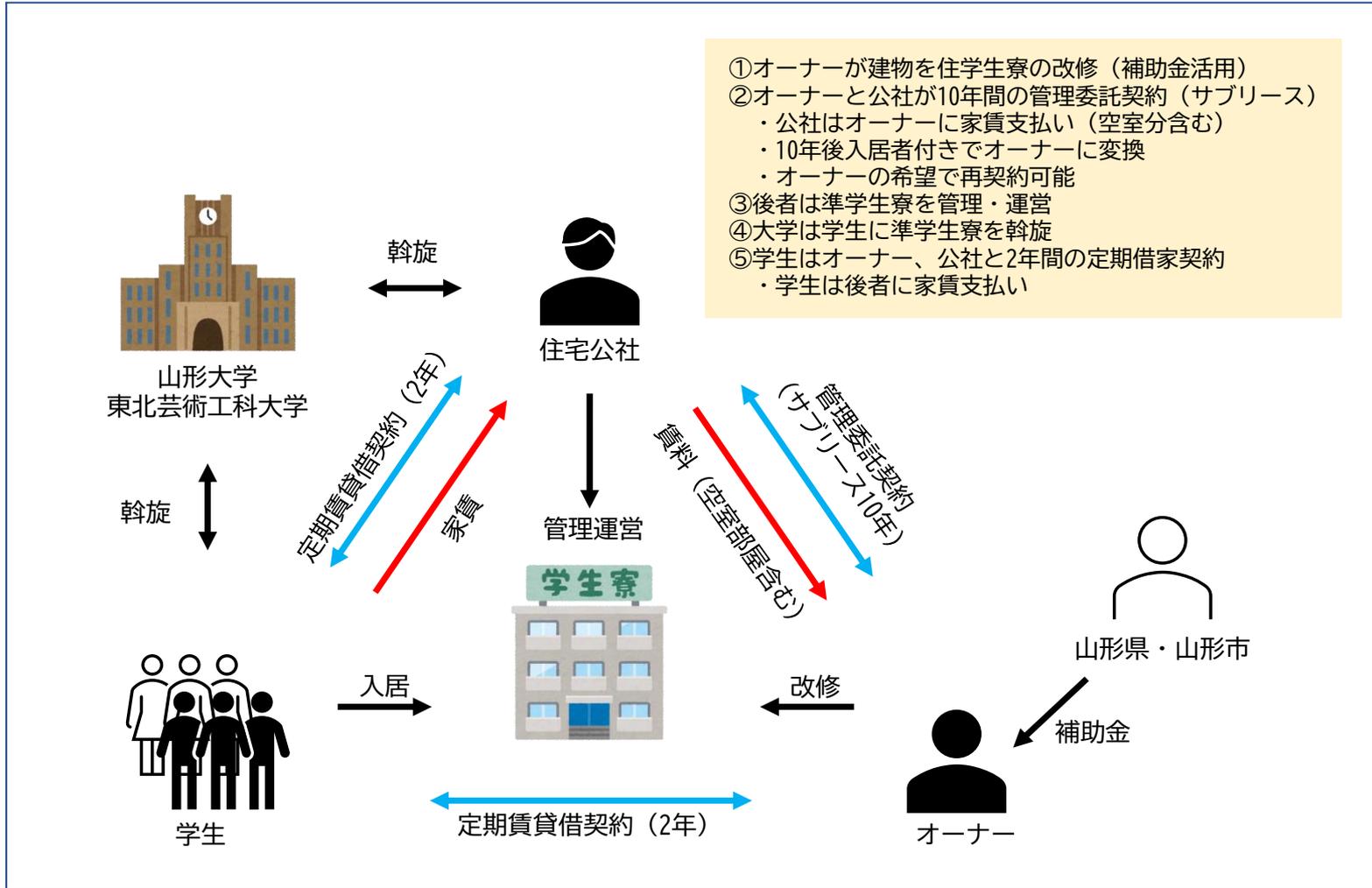
- ・管理不全空き家対策は自治体にしかできない
- ・自治体の業務に占める管理不全空き家対策の比重大
- ・利活用対策のリソースに限られる（手が回らない）
- ・官では柔軟性・迅速性に限界がある

民間（NPO等）【利活用対策】

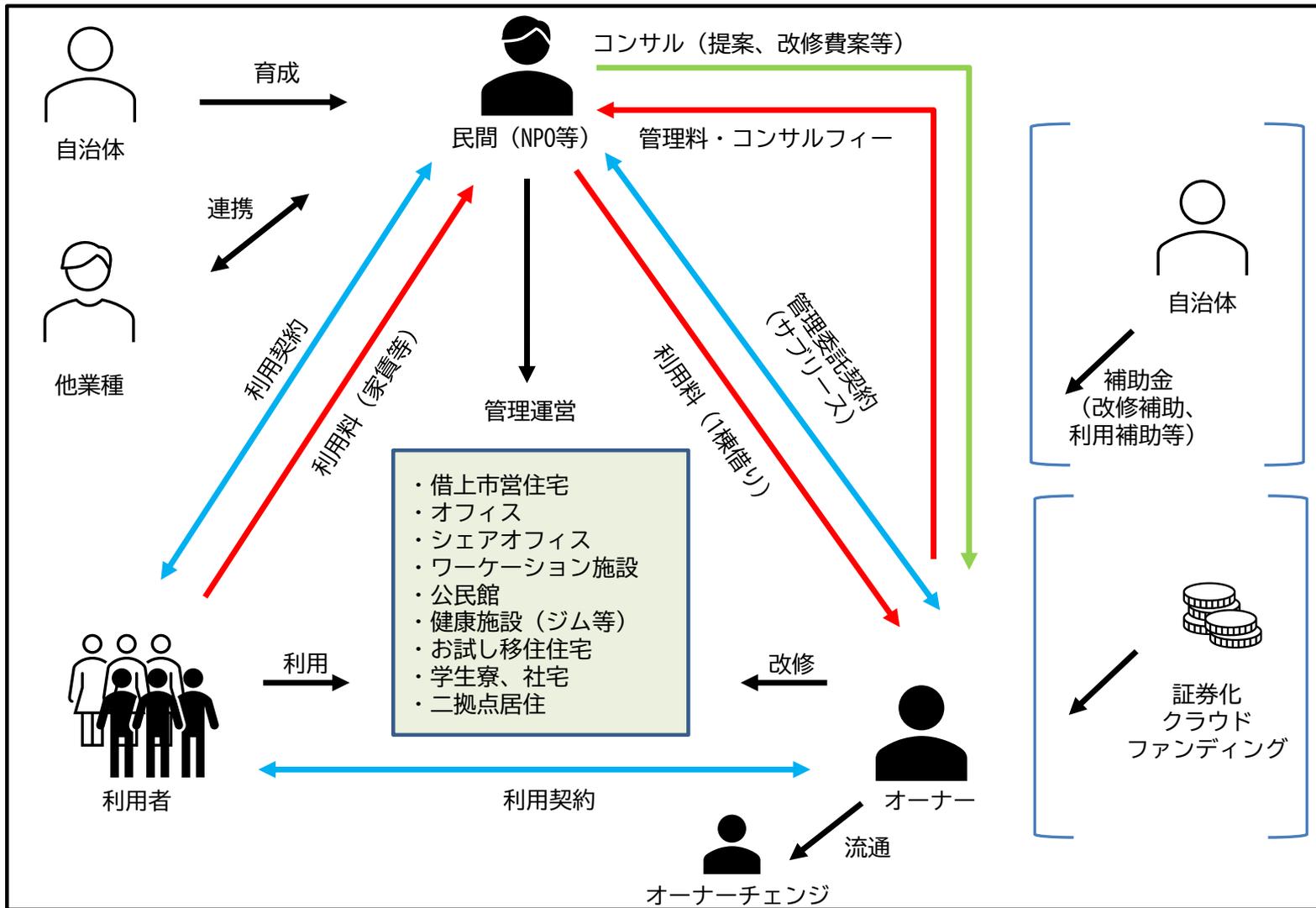
- ・流通・利活用は民間の得意分野
- ・柔軟・迅速できめ細かい対応を行うことができる
- ・自立も可能だが軌道に乗るまで育成が必要



(参考) 山形クラスのスキーム



官民連携検討：山形クラスのバリエーション



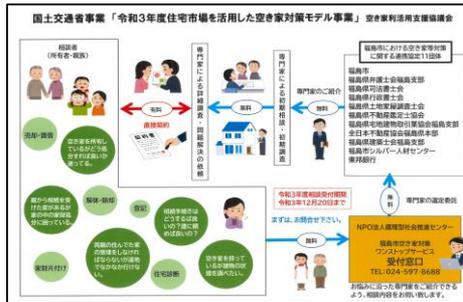
ワンストップサービスフロー (令和3年度版)

令和3年度の主な改善点

- 空き家未然防止、早期発見に窓口を拡張
- ボランティアにならない仕組み断念に伴う
初回相談料、空き家相談会日当削除
- 中間法人の役割に、初期相談以降の進捗
確認を追加

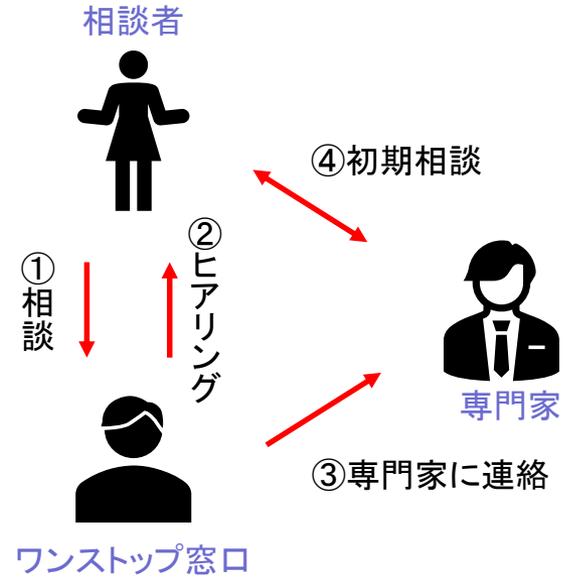
一元的な相談窓口機能の拡張と試行

拡張(能動的)

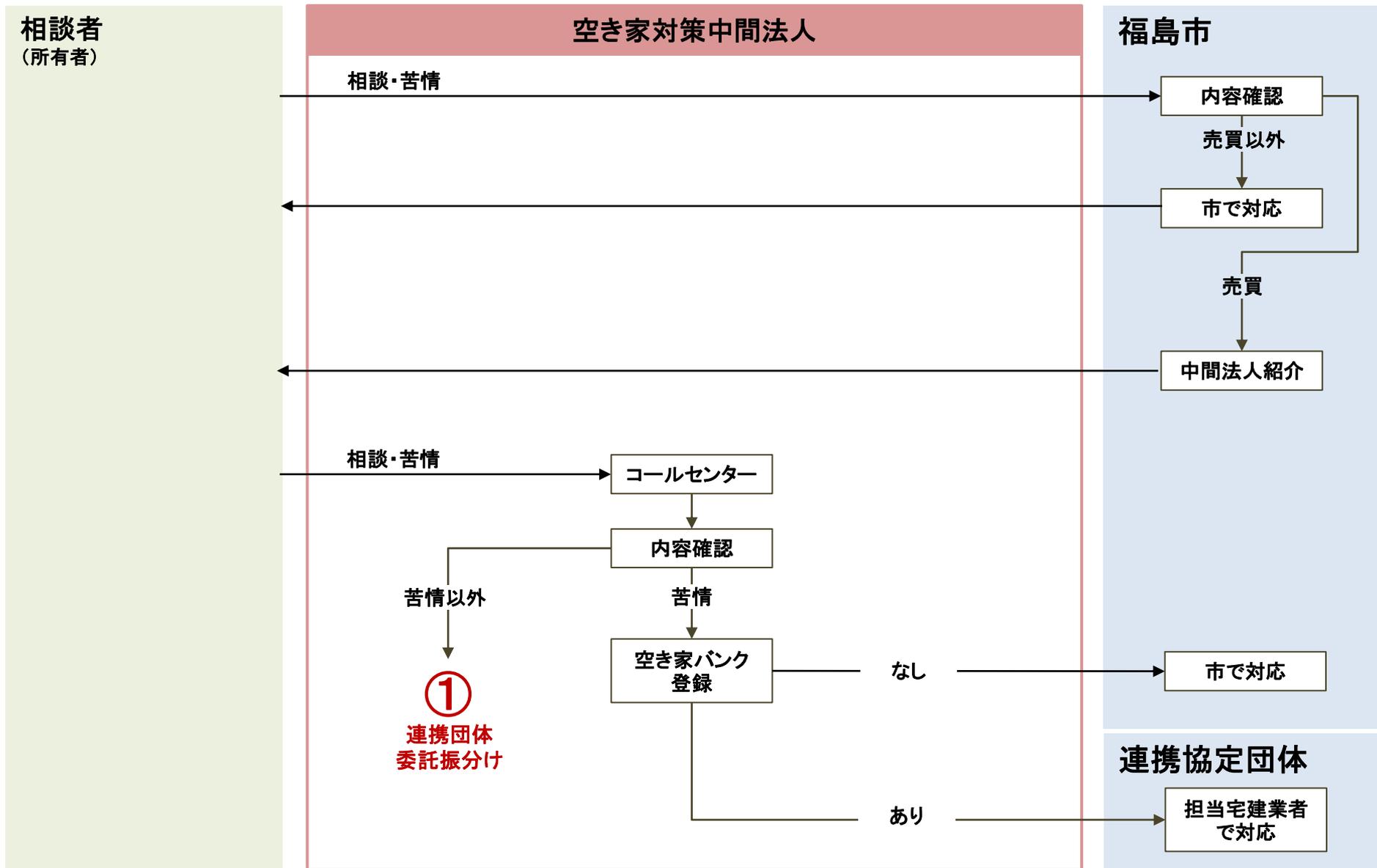


配布したチラシ

従来(受動的)

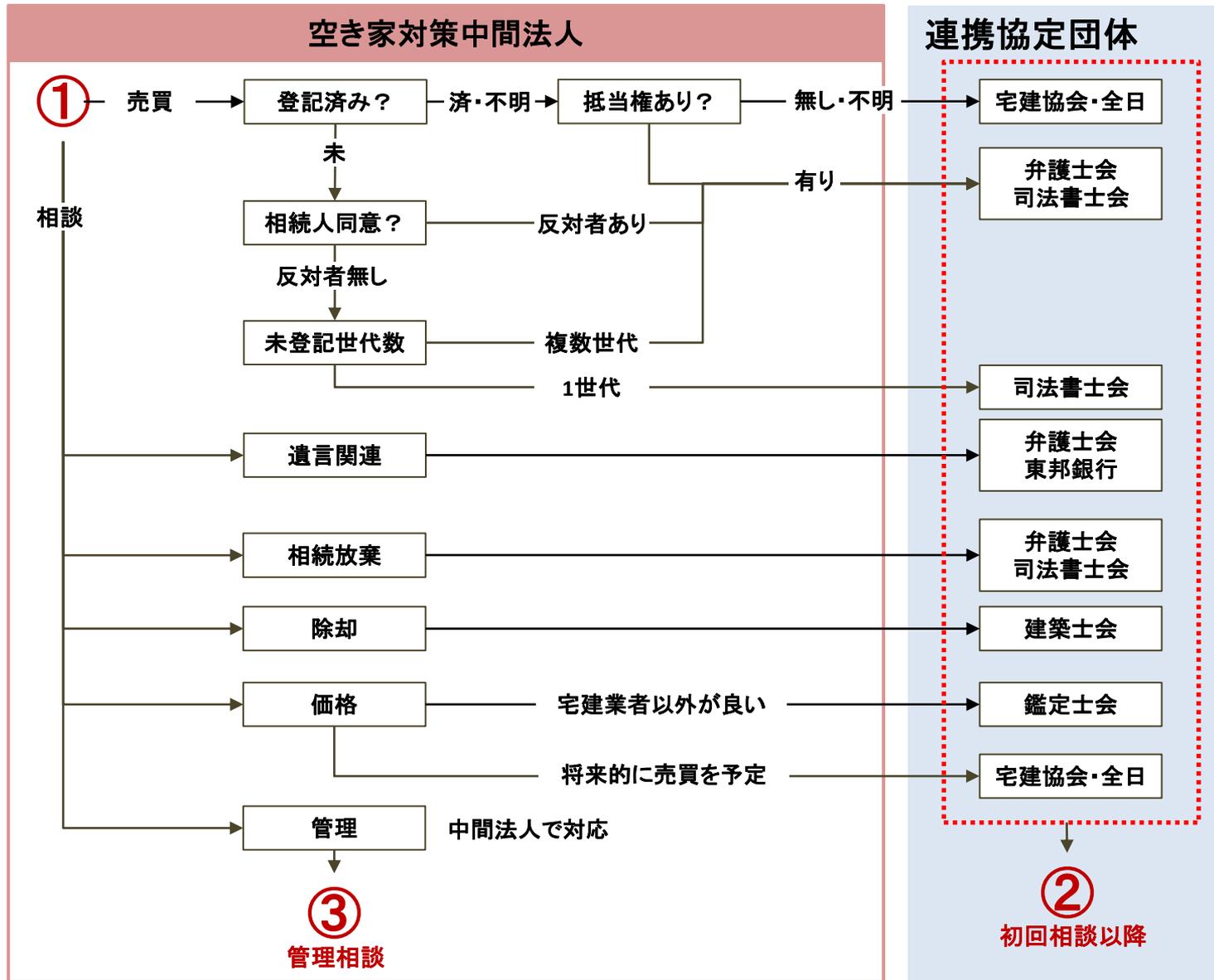


空き家空き地対策フロー [初回相談・委託振分け]

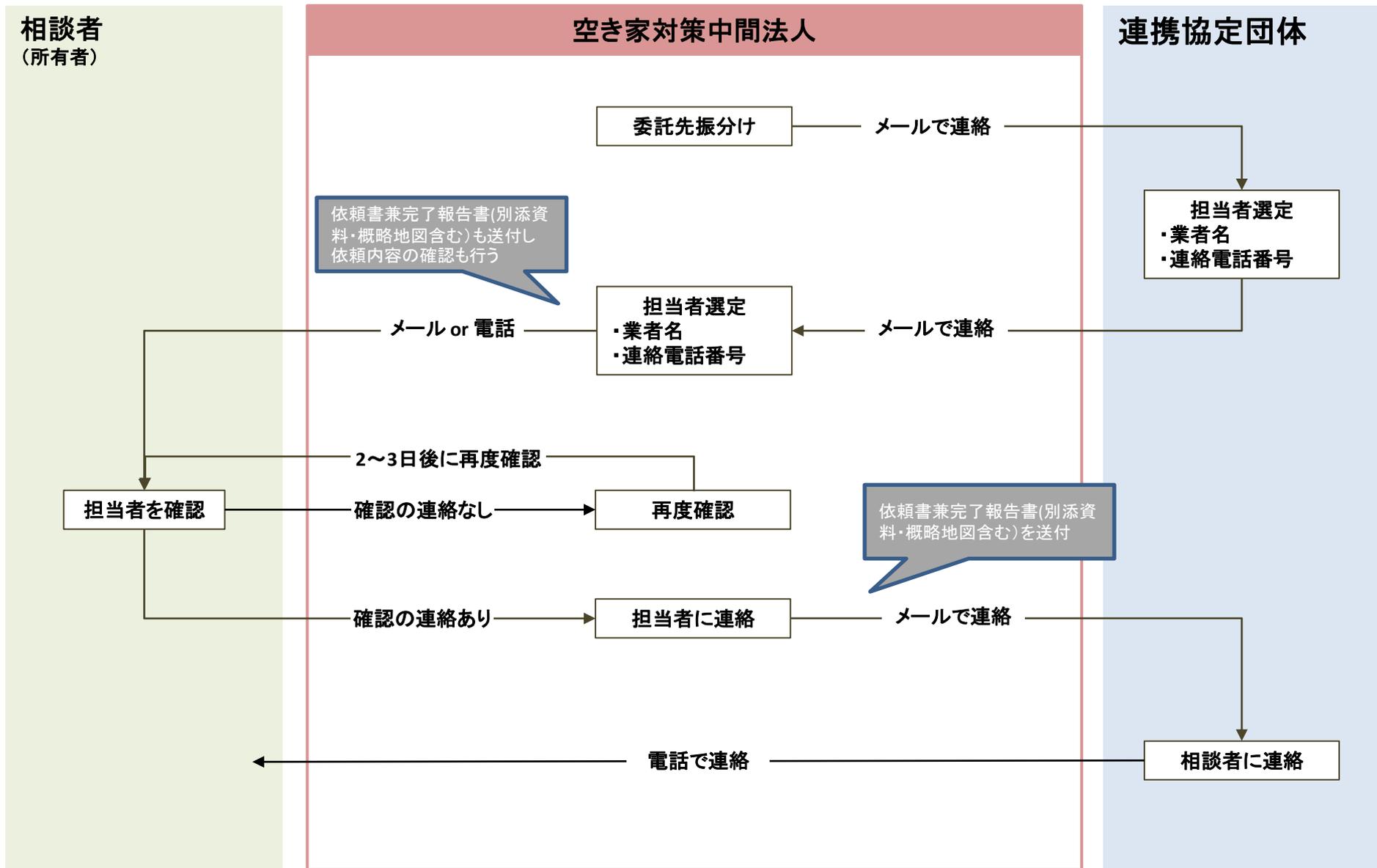


空き家空き地対策フロー [初回相談・委託振分けその2]

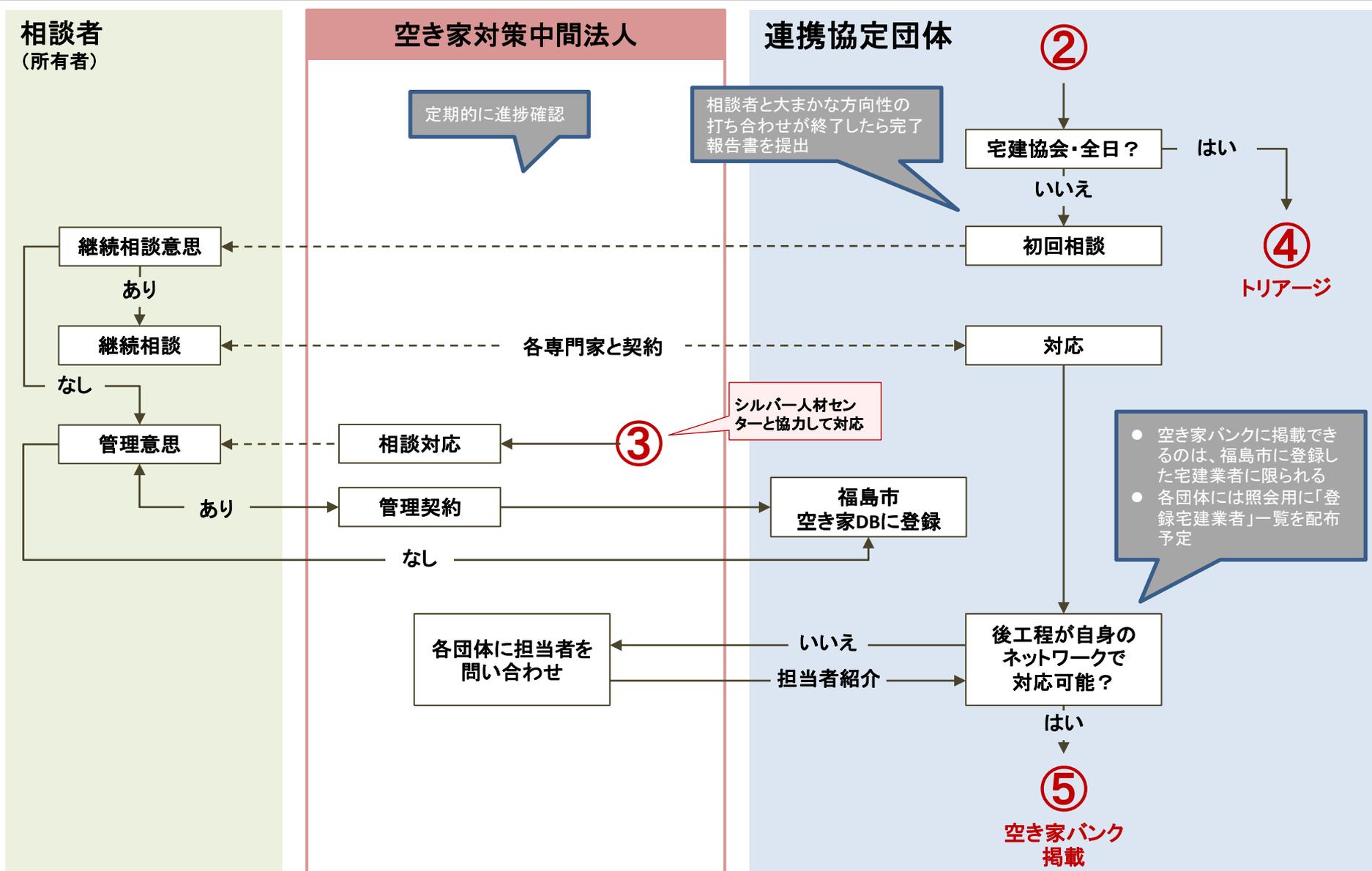
相談者
(所有者)



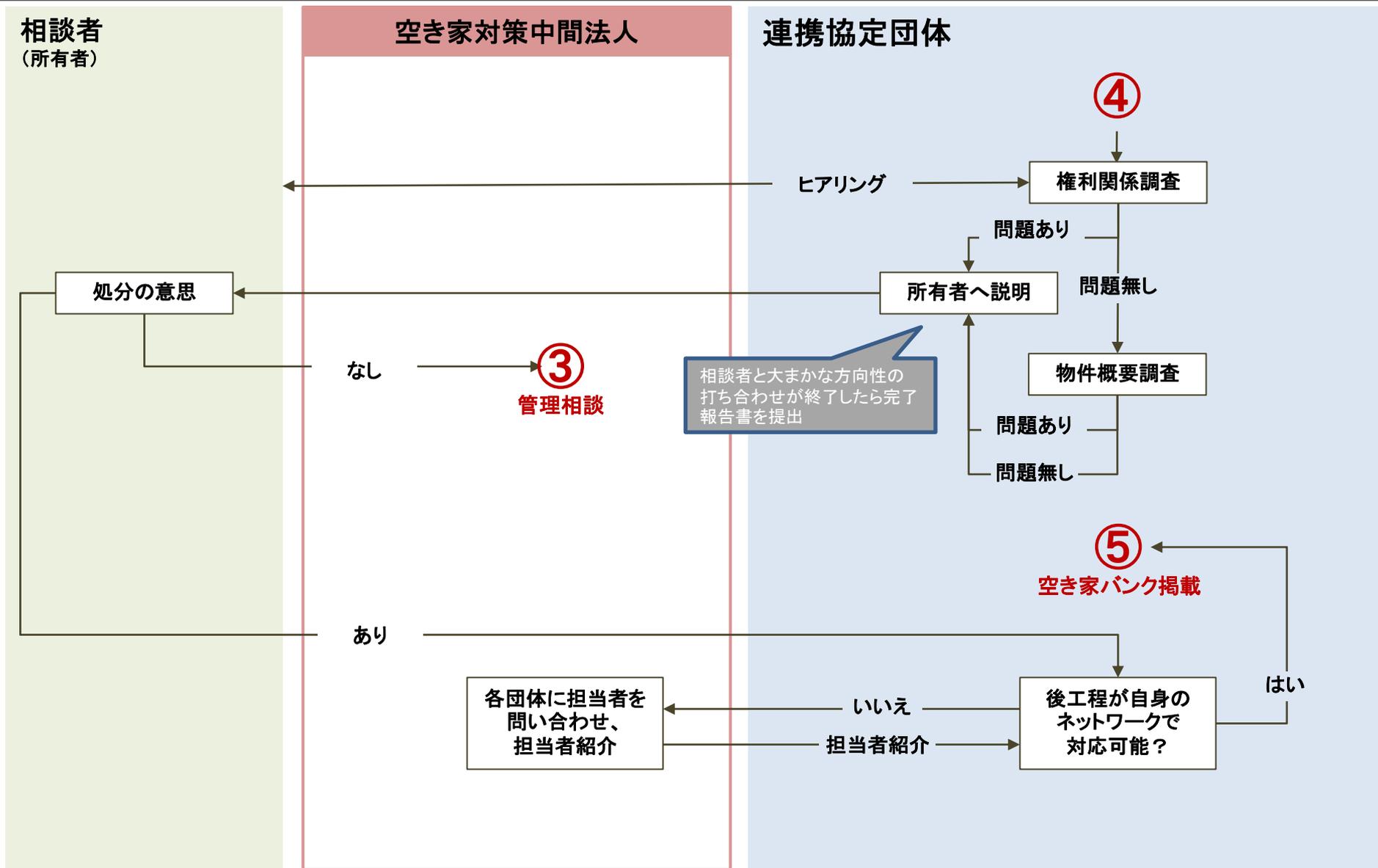
空き家空き地対策フロー [相談者への担当者の紹介手順]



空き家空き地対策フロー [初回相談以降の対応]



空き家空き地対策フロー [トリアージ]

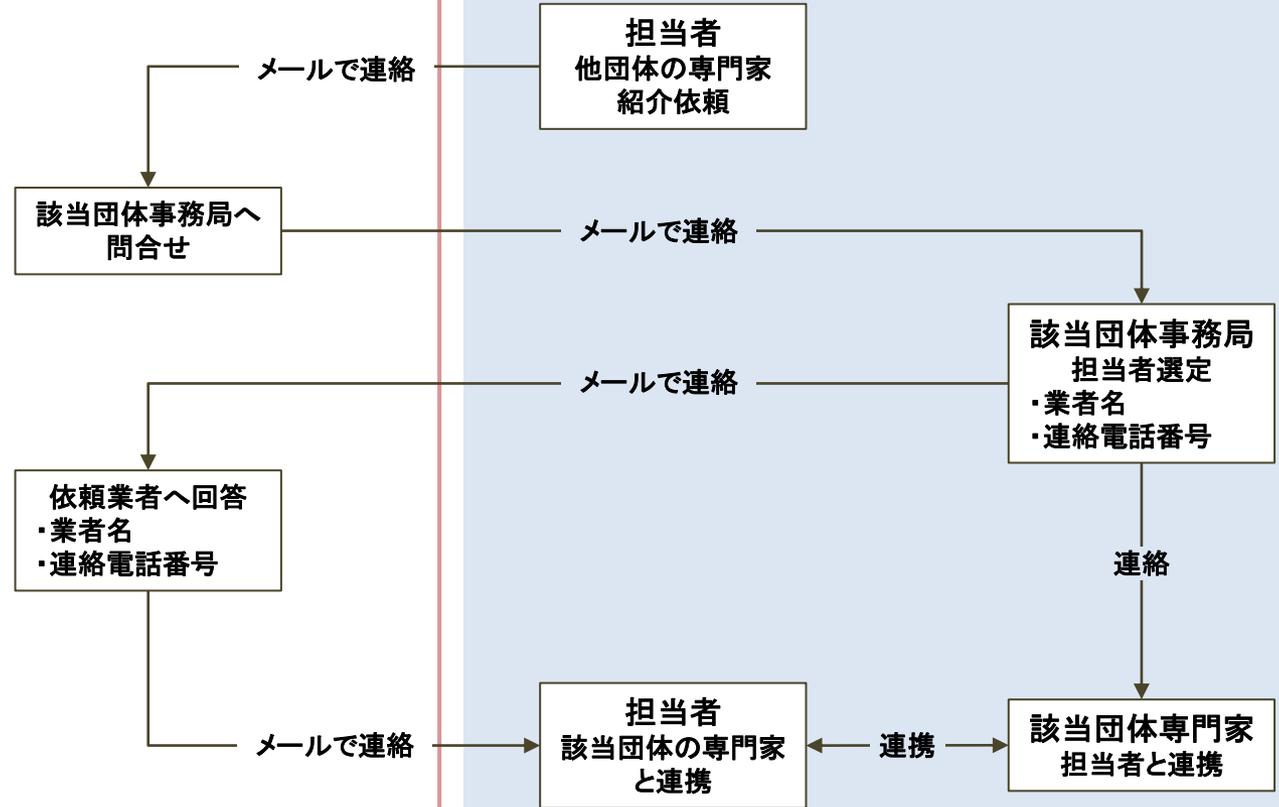


空き家空き地対策フロー [後工程が自身のネットワークで対応不可の場合の手順]

相談者
(所有者)

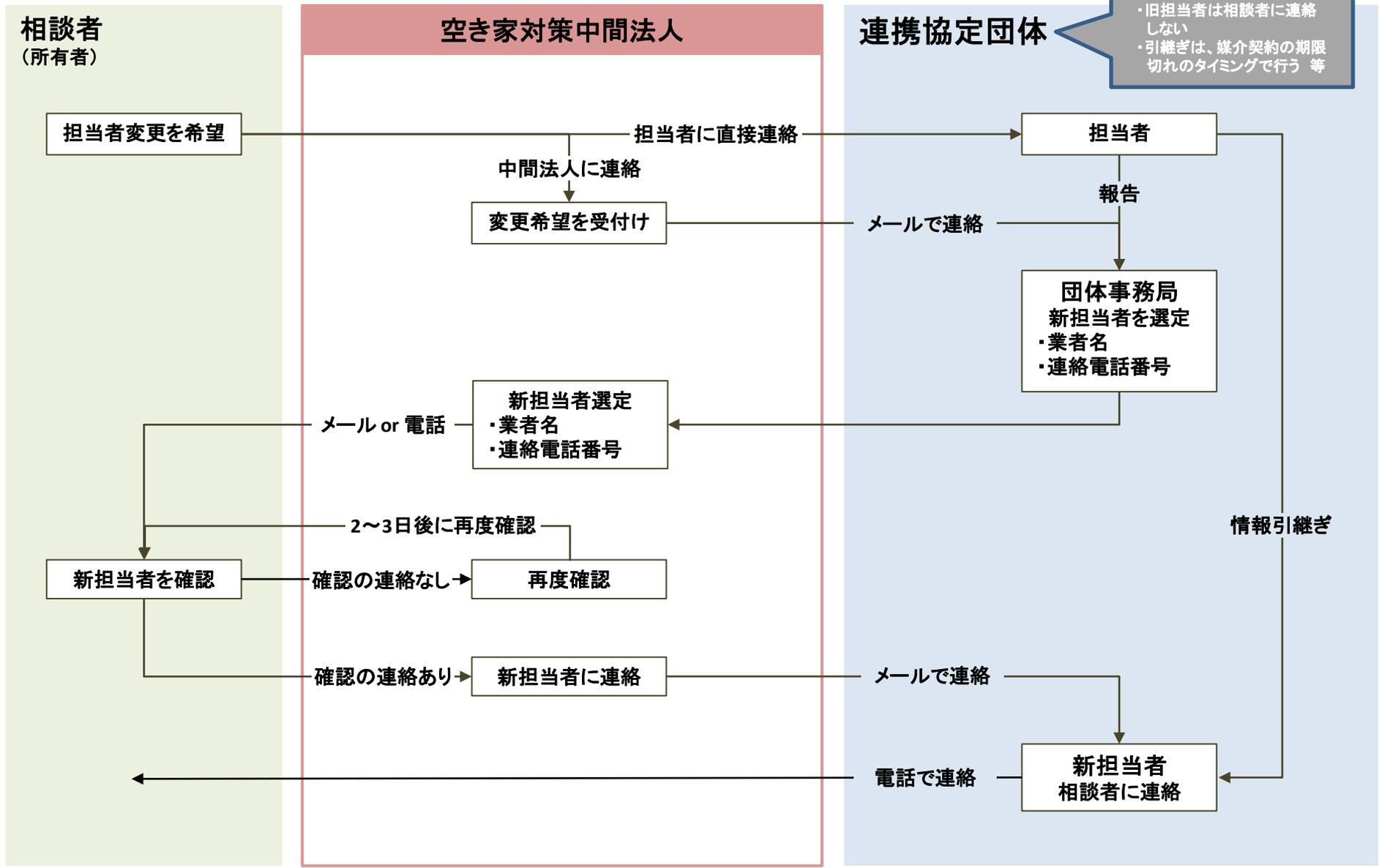
空き家対策中間法人

連携協定団体

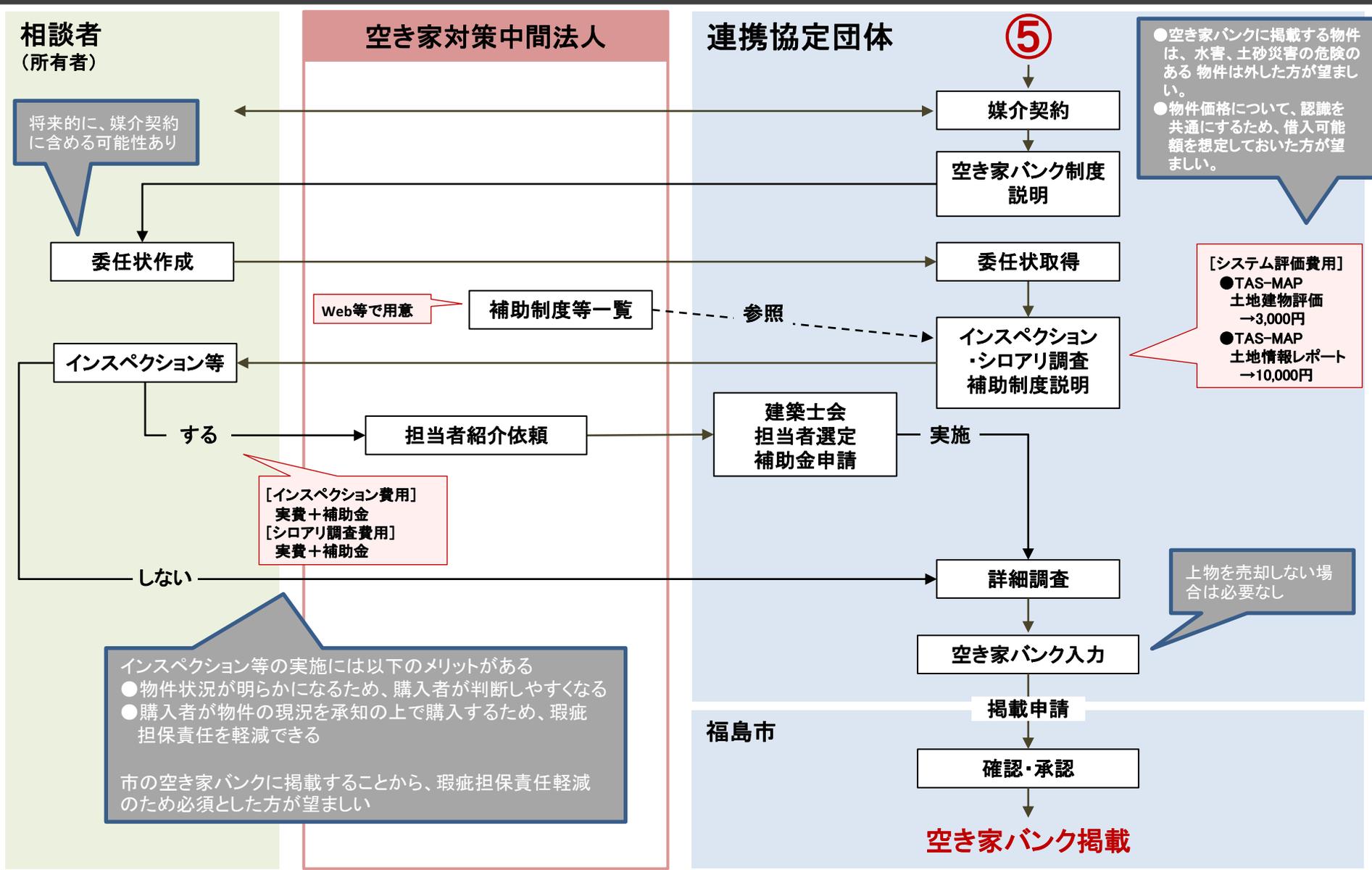


空き家空き地対策フロー [相談者が担当者替えを希望する場合の手順]

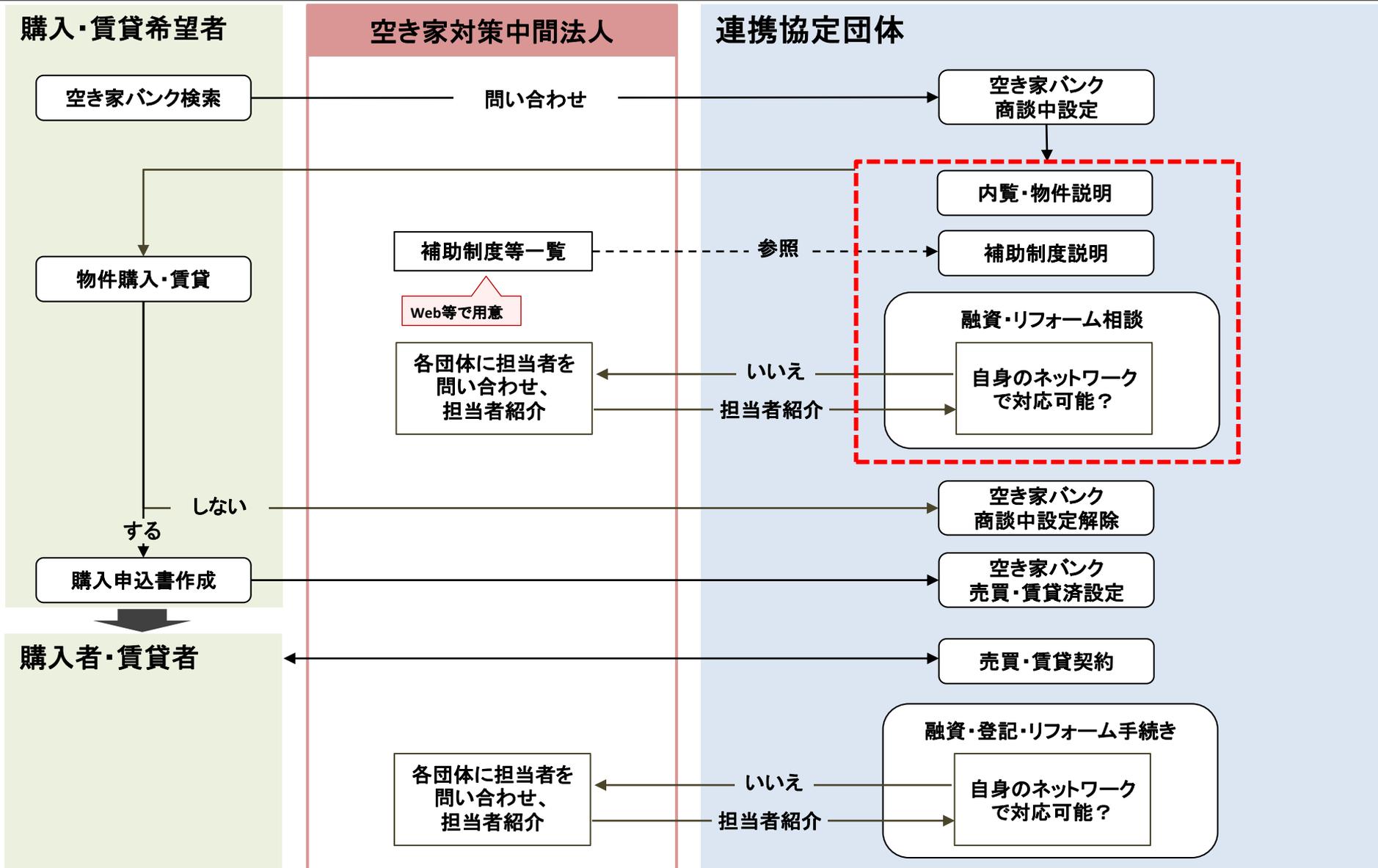
- 各団体に、引継ぎに関するルールを作成しておく必要がある。
- 例えば
 - ・旧担当者は相談者に連絡しない
 - ・引継ぎは、媒介契約の期限切れのタイミングで行う 等



空き家対策フロー [空き家バンク掲載]



空き家対策フロー [購入者・賃貸者への対応]

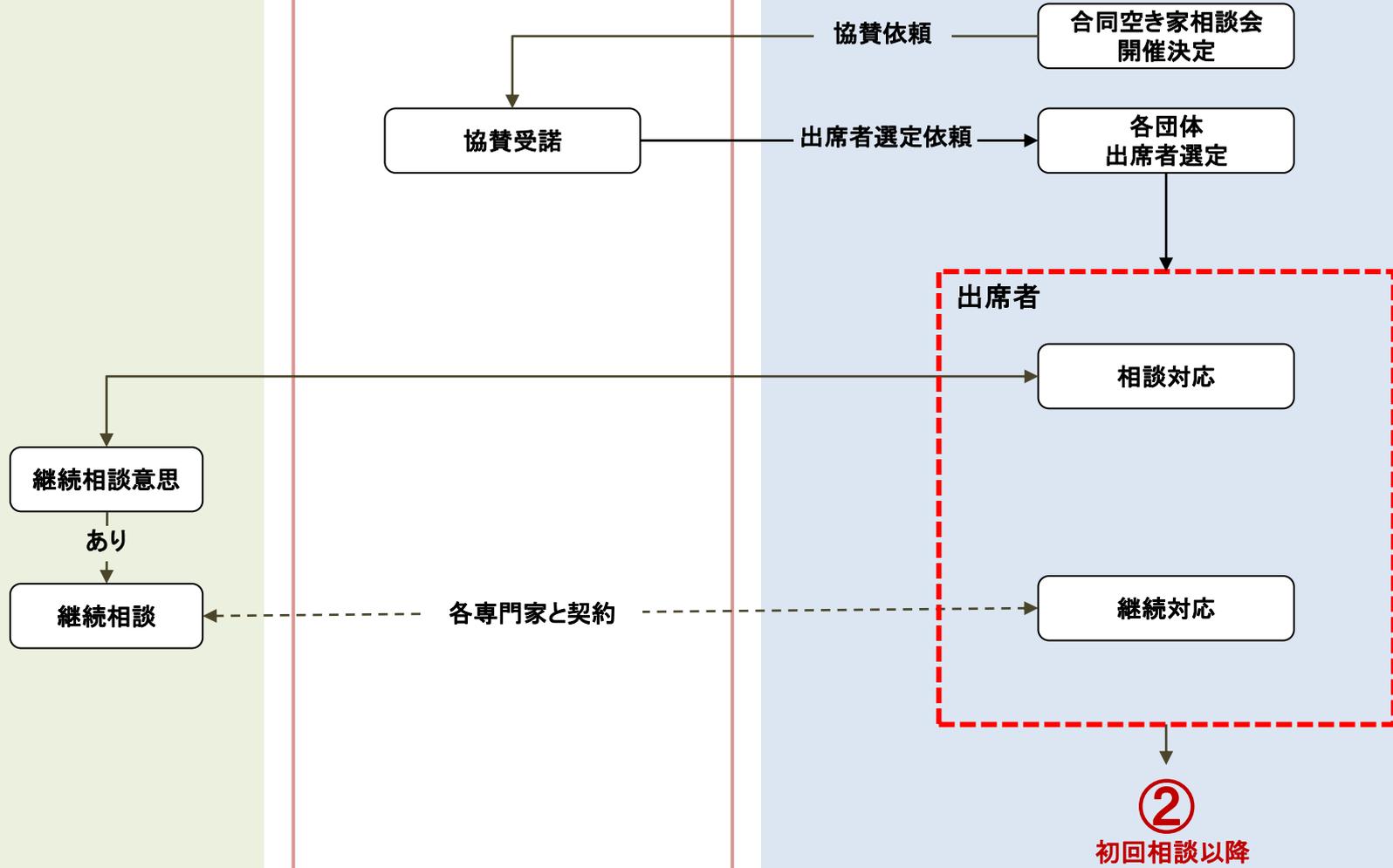


空き家対策フロー [空き家相談会]

相談者

空き家対策中間法人

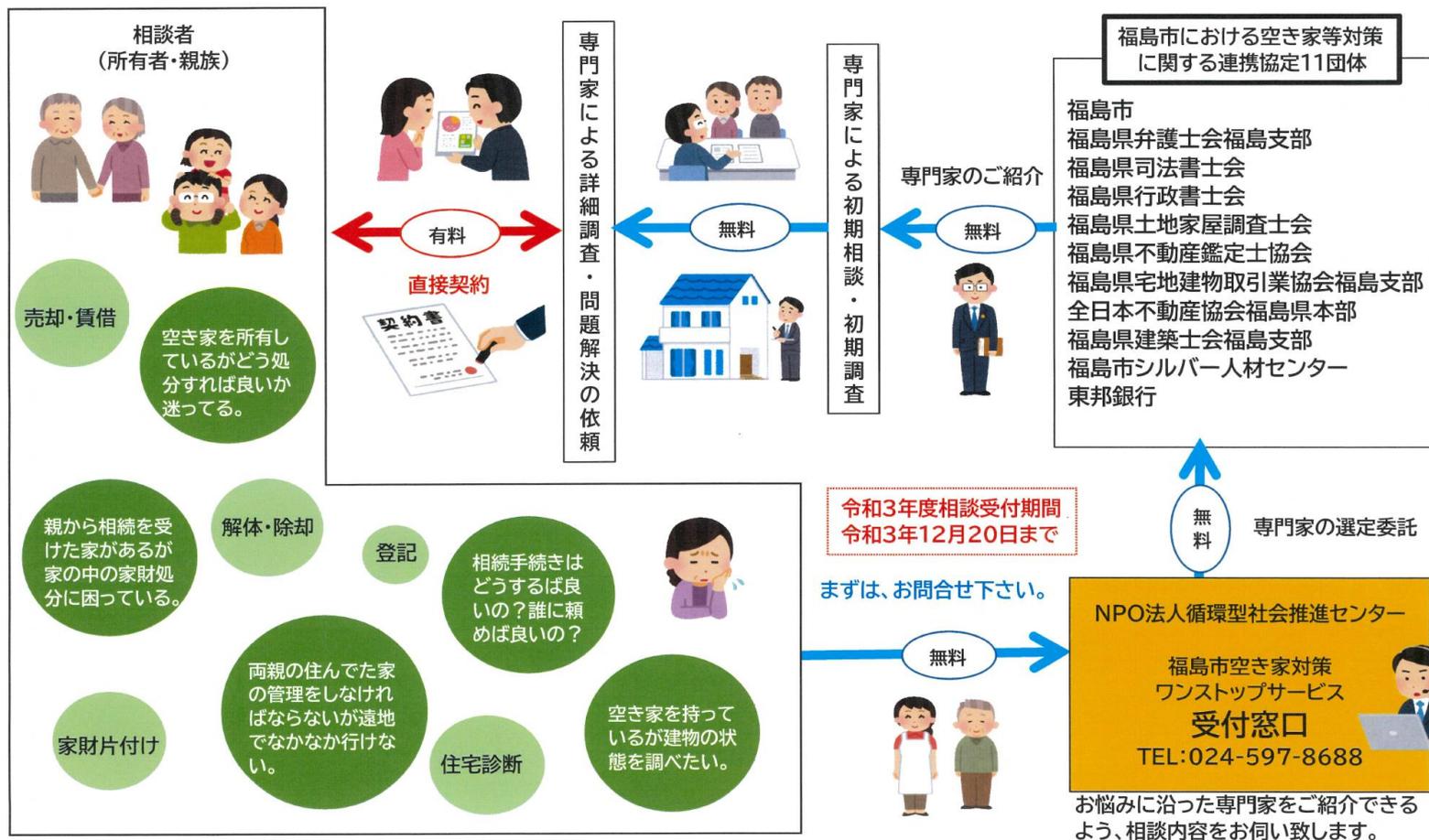
連携協定団体



ワンストップフロー関連書類

蓬菜地区で配布したチラシ（表面）

国土交通省事業「令和3年度住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」 空き家利活用支援協議会



NPO法人循環型社会推進センター

蓬萊地区で配布したチラシ（裏面）

専門家へのご紹介先イメージ

下記以外の空き家相談もお受付しております。

相談種別	登記	相談項目	よくある相談内容	専門家団体	備考
売却・賃借	登記済み	事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者の紹介して欲しい。 空き家バンクに掲載したい。 	全日本不動産・宅建協会	<ul style="list-style-type: none"> 物件概要調査など 物件概要調査など 家財整理業者紹介など ※弁護士会・抵当権抹消など ※行政書士会、他 ※鑑定士協会、他 ※福島市、弁護士会、司法書士会、他 ※福島市、他
		お悩み	<ul style="list-style-type: none"> 売却、賃借したいが、家財や遺品が残ったまま。 借地、抵当権付き空き家を売りたい。 農地付き空き家を売却したい。 売却相場を知りたい。不動産屋以外で相場が知りたい。 所有者が認知症気味で正常な判断が出来そうにない。 売却したいが、敷地が接道に面していない。 		
		トラブル	<ul style="list-style-type: none"> 隣家と境界確定で揉めている。 不法占拠者がいる。 		弁護士会
	不明	登記不明・未登記	<ul style="list-style-type: none"> 不動産登記がされているかわからない。 	司法書士	<ul style="list-style-type: none"> 登記の確認など 相続登記など
	未登記	相続登記	<ul style="list-style-type: none"> 1世代分の登記が必要。 複数世代に渡ったの登記が必要。 相続人に一人でも反対者がいる。相続人の所在が不明。 	弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 相続人調査など 不在者財産管理人選任など
		お悩み	<ul style="list-style-type: none"> 負債と空き家を相続、売却または放棄は可能か？ 		<ul style="list-style-type: none"> 相続放棄など
改修・除却		事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> 建替え、リフォームの相談をしたい。 雨漏り、ブロック塀等の損壊による危険な状態になっている。 空き家(建物)の状態を知りたい。 	建築士会	<ul style="list-style-type: none"> 建替え、リフォームなど 修繕、解体、除却など 建物状況調査など
空き家の管理		事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> 除草、剪定。定期的な空き家の管理をお願いしたい。 	シルバー人材	<ul style="list-style-type: none"> 除草、剪定、伐採など
物件購入希望		事業者紹介	<ul style="list-style-type: none"> 購入のための資金繰りについて相談したい。 購入して建替えやリフォームをしたい。 	全日本不動産・宅建協会	<ul style="list-style-type: none"> ※東邦銀行・融資の相談など ※建築士会・建替え、リフォームなど
相談		将来の空き家	<ul style="list-style-type: none"> 自宅や実家を相続する人が決まっていない。 	東邦銀行	<ul style="list-style-type: none"> 家族信託サービスなど
			<ul style="list-style-type: none"> 相続について相談できるところを知りたい。 	司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> 1世代登記など
			<ul style="list-style-type: none"> 高齢の親がひとり暮らし、認知症等の不安、施設入居後の空き家を相談したい。 	弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 複数世代登記、相続トラブル相談など
			<ul style="list-style-type: none"> 遺言を残したい。 	司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ※福島市、他・後見制度利用など
			<ul style="list-style-type: none"> 空き家になった場合の活用方法を知りたい。 	全日本不動産・宅建協会	<ul style="list-style-type: none"> 住み替え相談など
				弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 公正証書遺言など
	東邦銀行	<ul style="list-style-type: none"> 東邦サービスなど 			
	全日本不動産・宅建協会	<ul style="list-style-type: none"> 利活用の提案など 			

NPO法人循環型社会推進センター

初回相談依頼書兼完了報告書

令和3年度モデル事業初回相談依頼書兼完了報告書

NPOメールアドレス: npo-ebana@snow.ocn.ne.jp

日付 時間 福島市 住宅政策課 空き家対策係	メール送信	日付 時間 中間法人 NPO 企画室 担当者	メール送信	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者	メール送信	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者
------------------------------------	-------	---------------------------------------	-------	--	-------	--

物件所在地 福島市

相談日時	令和 年 月 日 ()	時 分	電話	面談
フリガナ	ご自宅TEL ()			
相談者 お名前	携帯電話			
	eメール			
ご住所				

福島市又はNPO記入欄

所有者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> ご親族 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ()
空き家・空き地の経過	<input type="checkbox"/> 相続(共有) <input type="checkbox"/> 相続(個人) <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入居 <input type="checkbox"/> その他 ()
空き家の期間	居住中 空き家になった時期 年 月 日

ご相談の内容	<input type="checkbox"/> 売却・賃貸 <input type="checkbox"/> 相続 解体・除却 <input type="checkbox"/> 改修・リフォーム <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 登記
	<input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 建物状況調査 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 空き家バンク制度・補助制度 <input type="checkbox"/> その他

※複数選択可

NPO記入欄

依頼内容等	売却	NPO受付管理NO.	21-00-001
※特定非営利活動法人 循環型社会推進センター TEL 024-597-9688 FAX 024-524-2450			

連携団体・担当専門家記入欄

相談内容	相談完了日
------	-------

※NPOへ初回相談料をご請求の際には、請求書へ“NPO受付管理NO.”の記載をお願いします。

個人情報を含んでおりますので取り扱いに十分ご注意ください。

NPO法人循環型社会推進センター

交渉結果報告票

交渉結果報告

初回相談終了	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者	メール送信	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者	メール送信	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者	メール送信	日付 時間 連携団体名 担当事業者 部署名 担当者
--------	--	-------	--	-------	--	-------	--

連携団体・担当専門家記入欄

交渉結果	<input type="checkbox"/> 成約 <input type="checkbox"/> 不調 <input type="checkbox"/> その他()	交渉終了日

NPO記入欄

経過確認	問合せ日	対象者

福島市記入欄

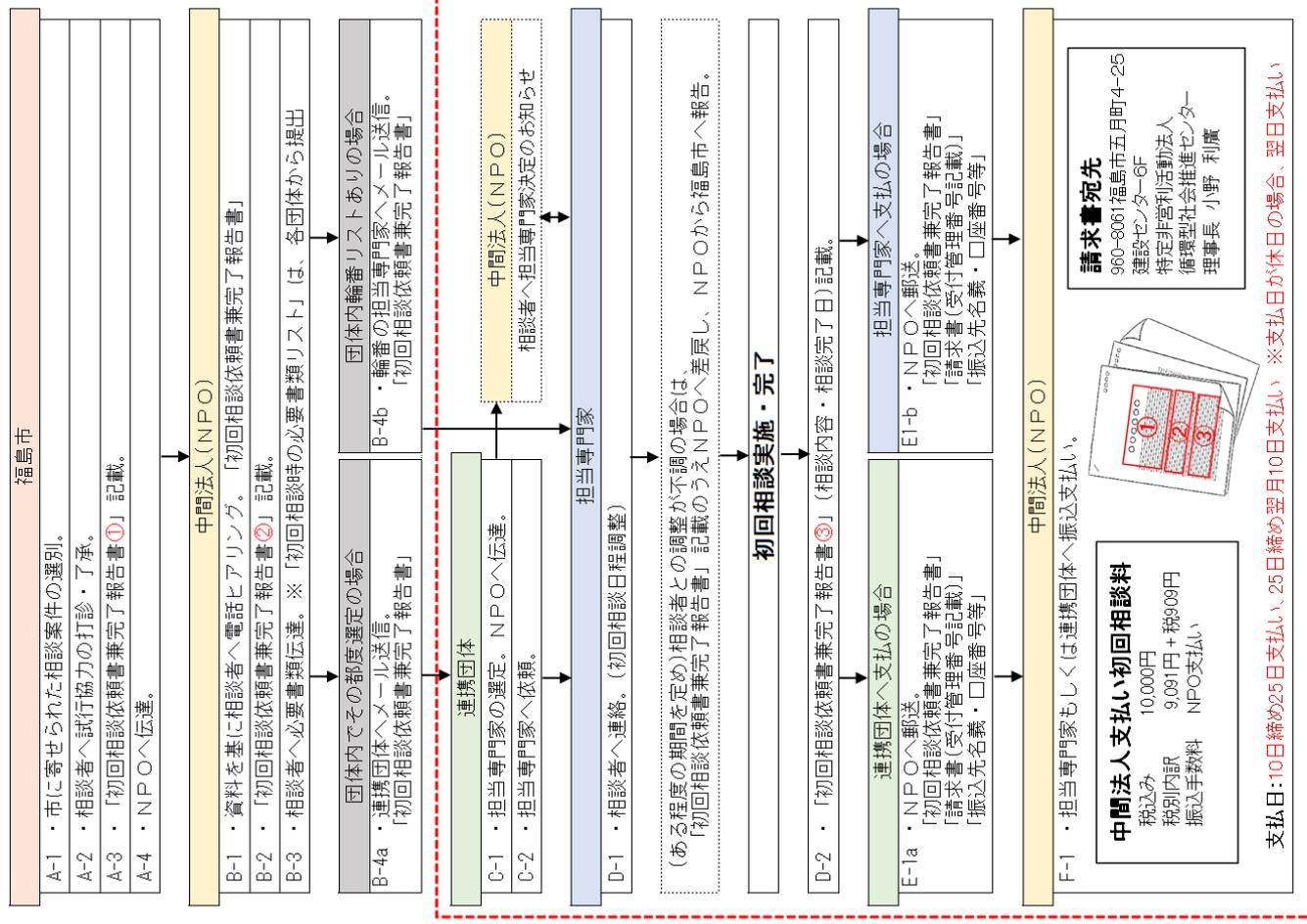
備考欄

個人情報を含んでおりますので取り扱いに十分ご注意ください。

NPO法人循環型社会推進センター

初回相談料支払フロー

令和3年度国交省モデル事業 福島市空き家対策に係るワンストップサービスの試行「初回相談料支払フロー」



初回相談受付・依頼 台帳

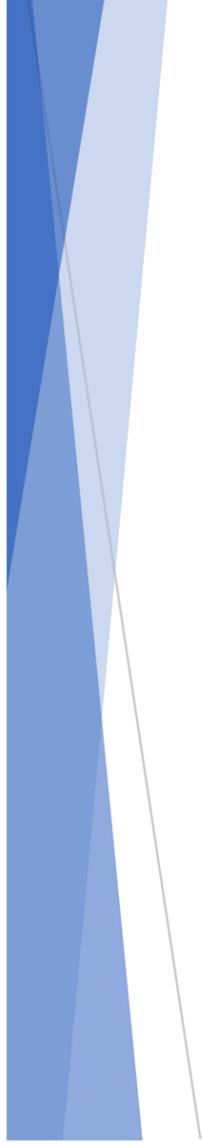
様式2

令和3年度 空き家対策モデル事業 初回相談受付・依頼 台帳

月 日 締

受付台帳										依頼台帳						
受付番号	受付日	相談者氏名	相談者住所	相談地住所	相談内容	費用負担先	依頼日	委託振分先	相談詳細	相談対応者 (委託振り分先)	相談完了日	NPO完了確認日	相談内容	支払額 (円)	支払額 累計 (円)	支払年月日
21 - 00 -	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
21 - 00	/						/				/	/			0	
1																

ヒアリングマニュアル



初回相談ヒアリング マニュアル

令和3年度 国土交通省モデル事業

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

1. ヒアリングマニュアル作成の目的

空き家利活用支援協議会による、令和3年度国交省事業「官民が連携した、持続可能な空き家対策プラットフォームの整備」事業において、空き家・空き地対策ワンストップローの試行と評価における改善作業が進められている。

これに伴い、NPO法人循環型社会推進センターでは、本事業における中間法人の役割の担い手として、窓口スタッフの個々のスキルによってバラツキが生じないよう、相談者に対する一定水準のヒアリング力を保つことを目的に、「(マニュアル対応様式)初回相談ヒアリングシート」を活用した「初回相談ヒアリングマニュアル」を作成した。

2. ヒアリングにおける基本姿勢

① 良き聴き手となり、相談内容をよく聴取する

・相談者がどんな点に困って、何を求めて相談してきたのかをよく聞き取る

- (1) どのような物件か？
- (2) 現況はどうなっているのか？
- (3) 誰が、いつ、どのようにしたいのか？
- (4) 業者へ依頼するにあたって、その条件は？

・ヒアリングにおいては、相談者の意図を汲み取ることにも重要であるが、基本的に相談者の話に割り込まず、“相談者が実際にどのような言葉で話したのか”に重点を置き、丁寧な聞き取りを行う

②相談内容をよく理解して、相談者の意図に従った業務を行う

- ・相談内容に対して複数の対応が考えられる場合や、前もって他者から提供された情報があつた場合でも、方向性を決めつけず、直接本人の口から話してもらおう姿勢で臨むこと
- ・ヒアリング情報をまとめた資料は、まず相談者へ作成資料の内容に齟齬がないか確認を行ってから専門家等へ伝達を行うこと

③管理意識が希薄な相談者に対しては、空き家を放置するリスクの啓

発等に努める

【物理的なリスク】放火・倒壊・損害

『損害賠償を請求される可能性があります』

- ・倒壊や火災で、隣接家屋の被害や傷害事故・死亡事故が起こった場合など
- ・外壁材等の落下により、道路歩行者等への事故が起こった場合など

【経済的なリスク】維持費・老朽化進行・固定資産税の支払い

『一般的に、“人が住まない空き家の傷みが早い”と言われます』

<換気による空気の入れ替えが行われない>

人が入れないように窓やドアを閉め切ってしまうと、室内の空気が全く流動しなくなり、梅雨時期などには湿気が家の中にもりやすく、カビも繁殖しやすくなります。特に木造住宅では、カビや湿気は木を腐らせてしまう原因になりますので、換気ができない場合には劣化する速度がとて早くなります。

<掃除が行われぬ>

閉め切った状態でもチリやホコリは積もってきますし、それを餌に虫やカビが繁殖します。特にカビ類は、換気がされず高湿度になれば一気に繁殖してしまいますので、クロスや床、天井などの劣化が早くなるほか、床や屋根裏など、見えない部分の劣化も大きくなります。

<修繕されぬ>

雨漏りの発生や、地震や台風などで家の一部が損傷した場合にも空き家の場合はそのまま放置されてしまいます。損傷による雨風の侵入は、劣化速度を急激に加速させてしまいますので、劣化するどころか、短い時間で家を倒壊してしまう可能性もあります。

・結果として、いざ活用(賃貸・売買・自身で居住)したい時に、改修や修繕費用が甚大になってしまう恐れがあります。手遅れになる前に手を打てば費用の軽減に繋がることもあります

『納付税額が高くなる場合があります』

・「特定空き家等に」認定されて「催告」を受けると、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます

	200㎡	200㎡超の部分
固定資産税の課税評価額	1/6に減額	1/3に減額
都市計画税の課税評価額	1/3に減額	2/3に減額

除外 ↑ 税額が高くなります！

・空き家を適正管理する義務は所有者にあります。建物が老朽化して倒壊しそう、庭の草木が成長して道路までみ出ししている、捨てられたゴミのせいで害獣が発生しているなどの場合、所有者はすぐにその状況を改善する必要があります

「空家等対策特別措置法」では、所有者の義務である空き家の適正管理をしない所有者に対して、市町村が助言、指導、勧告といった行政指導、そして勧告しても状況が改善されなかった場合は命令を出すことができるようになりました



【社会的なリスク】不法侵入・不法投棄・行政代執行

- ・ 犯罪者や野生生物の住処となる可能性があります
- ・ 不法投棄物のたまり場になってしまいう可能性がります

④プライバシーを守る

- ・ 個人情報提供があった場合には、その情報の取扱いに細心の注意を払うこと

3. 空き家に関する相談受付 対応マニュアル

①【コールセンター受付相談ヒアリングの場合】

～相談者からコールセンターへ直接問合せ～

◆ご挨拶・相談物件の所在地確認

- お電話ありがとうございます。〇〇〇ワンストップサービス窓口担当の〇〇〇です。
- この度のご相談は、空き家に関するご相談ということでしょうか？
- ご相談物件の所在地は福島市内でいらっしゃいますか？

(はい：続行)

- ・ こちらの窓口は、福島市内に所在する空き家に対する困りごとやご相談に対し、相談内容に沿った専門家を紹介するサービスを提供させて頂く窓口となっております。

「福島市空き家等対策連携協定」の11団体と協力し、お客様の相談内容に沿った専門家をご紹介させて頂きまして、問題解決に向けた初回無料相談を行っていただく窓口となっております。

本日もご相談内容をお伺いさせて頂きますが、当センターで検討を行い、後日改めて当センターからご提案内容等をご連絡させて頂く仕組みとなっておりますが、ご了承頂きますでしょうか？

(いいえ：エリア外お詫び・終話)

- ・ 大変申し訳ございません。こちらの窓口は現在のところ福島市内に限定された相談窓口となっております。対象エリアが広がりましたらWebサイトにてご案内させていただきます。その際はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- ・ 福島市以外の各市町村の窓口については、福島県(建築指導課)のHPに掲載されている空き家バンク窓口一覧に掲載されている担当部局であれば、この場で電話番号をお伝えすることは可能ですが、如何いたしますか？

※参照：各市町村空き家バンク設置状況一覧(令和3年度)

◆相談者の氏名・相談者の居住地・連絡先電話番号

- ではまず、お電話口様のお名前をお聞かせ頂けますでしょうか？
- 恐れ入りますが、〇〇様の生年月日をお聞かせ頂くことは可能でしょうか？
- 〇〇様は現在どちらにお住まいですか？
- 次に〇〇様のお電話番号をお願い致します。

◆窓口を知った方法

- こちらの窓口は、どのような方法でお知りになりましたか？
(ホームページ、周知チラシ、関係スタッフ、その他)

◆相談概要

- それではまず、本日まで相談いただく概要についてお話しただけですか？
(①売却・賃貸 ②相談 ③解体・除却 ④改修・リフォーム ⑤相続 ⑥登記
⑦後見人制度 ⑧管理 ⑨建物状況調査 ⑩シロアリ調査 ⑪購入
⑫空き家バンク制度 ⑬自治体補助制度 ⑭その他)

- それでは、少々こちらからご確認が必要な事項についてお伺いさせていただきます。

◆相談物件の住所

- ご相談物件のご住所をお聞かせ頂けますか？

◆所有者(名義人)・所有者との関係

- こちらの物件のご名義人は、〇〇様ご本人様でしょうか？

- 该名義人様とのご関係を教えていただけますか？
(ご本人、ご家族、ご親族、相続人、その他)
- 本日のご相談については、共有されている他の该名義人様はどのような見解をお持ちですか？
- その他、ご家族やご親族様には、本日のご相談についての話はされていますか？

◆空き家となった経緯

- どのような経緯で空き家となりましたか？
(共有相続、個人相続、転居(転勤・入院・施設入所)、その他)
- ◆登記簿等基礎資料の確認
 - 土地・建物の登記はお済みですか？登記簿のご確認をされたことはございますか？
 - 借地権や抵当権が設定されている等の情報をお聞きされたことはありませんか？
 - 必要が生じた場合、○○様に登記簿謄本を取得して頂くことは可能ですか？
 - その他、物件に対する基礎資料はお持ちですか？必要が生じた場合、コピーを提供していただくことは可能ですか？

(土地・建物の登記簿・公図・測量図・建築確認・契約書・課税明細書・その他)

◆敷地・建物の形態

- 建物の形態、築年数、敷地・建物の面積等をご存知ですか？
(戸建て、長屋、その他)
(木造、鉄骨造、RC・SRC造)
- 過去の改修履歴などの情報はお持ちですか？
- シロアリ等の被害を確認したことはございますか？

◆物件の現況

- 実際に、空き家となっている期間はどのくらいでしょうか？
- 訪問頻度で言えば、どのくらいでしょうか？
- 家屋内の状況としては、居住可能な状態でしょうか？
- 雨漏りや修繕が必要な箇所等の心当たりはございますか？
- 生活インフラ等で契約中のものはございますか？
(電気、ガス、水道、警備、その他)
- 駐車場のスペースはございますか？
- 残置物は、どの程度残っている状況ですか？
(家具、エアコン照明器具、貴重品、遺品、その他)
- お庭の状態は、どのような状況ですか？庭木や雑草の管理について、近隣からの苦情等でお困りではありませんか？
- 物件の現況確認として、お立合いの下、担当者が敷地内や建物内に入らせて頂くことは可能でしょうか？

(立会い等を依頼する場合、現地対応は誰が行うのか等)

◆ご要望・依頼内容等の詳細について

※依頼内容に応じて、詳細の確認。

◆専門家への初回相談依頼について

- 本日まで相談頂いた内容につきましては、一旦、当センターで内容を精査し、専門家への初回相談依頼等について検討させて頂きます。初回相談を行って頂く際には、専門家へご依頼する前に専門家へ提出する依頼書を、予め〇〇様にご確認頂いてから進めて参ります。

◆今後やり取りを行う際の連絡手段

□今後の依頼書等のご確認等で、書類等のやりとりを行う際の○○様とのご連絡方法については、メール、郵送、もしくはFAXでご連絡させて頂きたいと思っておりますが、メールアドレスを教えてくださいませんか？

(希望の連絡手段、メールアドレス、住所、FAX番号、携帯番号の確認)

□当センターの営業時間により、電話でのご連絡を行う際は、平日の日中にご連絡させて頂くこととなりますが、通常ご連絡可能なお時間等はいかがでしょうか？

(日中に対応可能な時間)

□それでは、本日ヒアリングさせて頂いた内容について、初回相談の依頼書等にまごまましたら改めてご連絡させて頂きますので、その際にはご確認の程宜しくお願致します。

当センター窓口のお電話番号は、〇〇〇-〇〇〇〇となっております。ご不明な点等ございましたら、本日担当の〇〇の方へ、お気軽にご連絡頂ければと思っております。本日は、お忙しいところ貴重なお時間を頂戴して、ありがとうございます。

失礼いたします。

②【福島市からの相談案件の引継ぎ後、初回相談ヒアリングを行う場

合】

～コールセンターから相談者へ電話問合せ～

◆ご挨拶

□○○○ワンストップサービス窓口○○○です。この度は福島市からご紹介に預かり、お電話させて頂きました。本日は福島市よりご提供を受けおります○○○様の情報のご確認と、改めて相談内容のヒアリングをさせて頂きたいと思っております。

□こちらの窓口は、福島市内に所在する空き家に対する困りごとやご相談に対し、相談内容に沿った専門家を紹介するサービスを提供させて頂く窓口となっております。

□「福島市空き家等対策連携協定」の11団体と協力し、お客様の相談内容に沿った専門家をご紹介させて頂きまして、問題解決に向けた初回無料相談を行っていただくよう手配を行っていき窓口となっております。

本日ヒアリングさせて頂きますが、当センターで検討行い、後日改めて当センターからご提案内容をご連絡させて頂く仕組みとなっておりますが、ご了承頂きますでしょうか？

◆提供済み情報の確認

□こちらに提供頂いている情報について、お間違えや訂正箇所等がございますでしょうか？

◆要望・依頼事項等のヒアリング

※依頼内容に応じて詳細確認

◆今後やり取りを行う際の連絡手段

□今後の依頼書等のご確認等で、書類等のやりとりを行う際の〇〇様とのご連絡方法について、メール、郵送、もしくはFAXでご連絡させて頂きたいと思っておりますが、メールアドレスを教えてくださいませんか？

(希望の連絡手段、メールアドレス、住所、FAX番号、携帯番号の確認)

□当センターの営業時間により、電話でのご連絡を行う際は、平日の日中にご連絡させて頂くこととなりますが、通常ご連絡可能なお時間等はいかがでしょうか？

(日中に対応可能な時間)

□それでは、本日ヒアリングさせて頂いた内容について、初回相談の依頼書等にまとめましたら改めてご連絡させて頂きますので、その際にはご確認の程宜しくお願致します。

当センター窓口の電話番号は、〇〇〇-〇〇〇〇となっております。ご不明な点等ございましたら、本担当の〇〇〇の方へ、お気軽にご連絡頂ければと思っております。本日は、お忙しいところ貴重なお時間を頂戴して、ありがとうございました。

失礼いたします。

③【初回相談後の後工程が、担当事業者自身のネットワークで対応可 コールセンターへ差展しの場合】

～コールセンターから相談者へ電話問合せ～

◆ご挨拶

□大変お世話になっております、〇〇〇ワンストップサブサービス窓口〇〇〇です。先日ご紹介させて頂きました初回相談担当事業者〇〇〇より、その後の経過報告を受け取っておりまして、〇〇〇のご相談について、改めて専門家のご紹介について検討させて頂きたいと思っております。

つきましては、〇〇〇より提供を受けている情報のご確認と、改めて相談内容のヒアリングをさせて頂きたいと思っております。

◆ご要望・依頼内容等の詳細について

※依頼内容に応じて、詳細の確認。

◆再度、専門家へ初回相談依頼を行うことについての確認

□本日ご相談頂いた内容につきましては、一旦、当センターで内容を精査し、再度、専門家への依頼等について検討させて頂きます。前回同様、相談を行って頂く際は、専門家へご依頼する前に、専門家へ提出する依頼書を予め〇〇様にご確認頂いてから進めて参ります。

□それでは、本日ヒアリングさせて頂いた内容について、初回相談の依頼書等にまとめましたら改めてご連絡させて頂きますので、その際にはご確認の程宜しくお願い致します。

当センター窓口の電話番号は、〇〇〇-〇〇〇〇〇〇となっております。ご不明な点等ございましたら、本日担当の〇〇〇の方へ、お気軽にご連絡頂ければと思っております。本日は、お忙しいところ貴重なお時間を頂戴して、ありがとうございます。

失礼いたします。

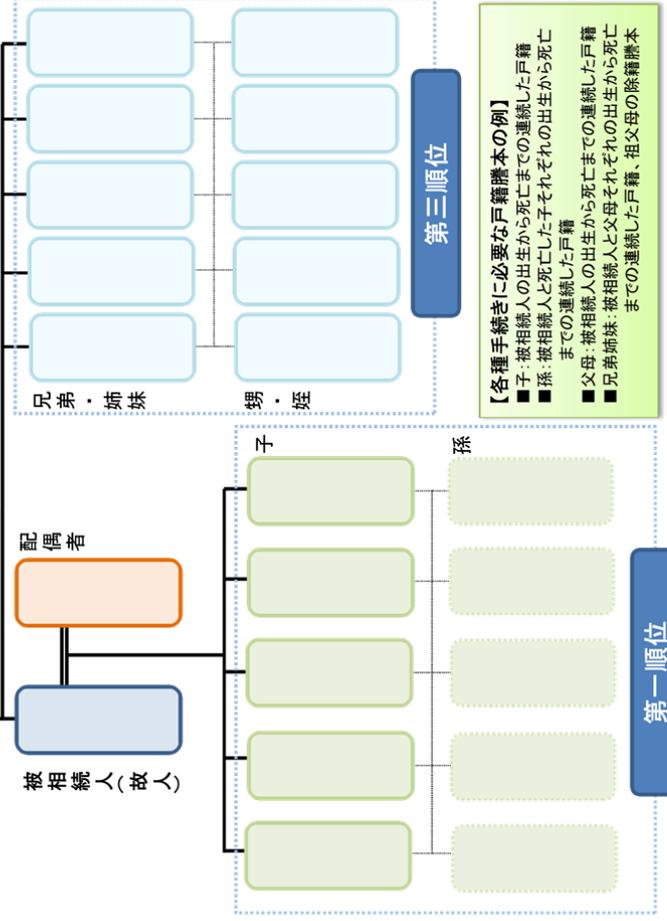
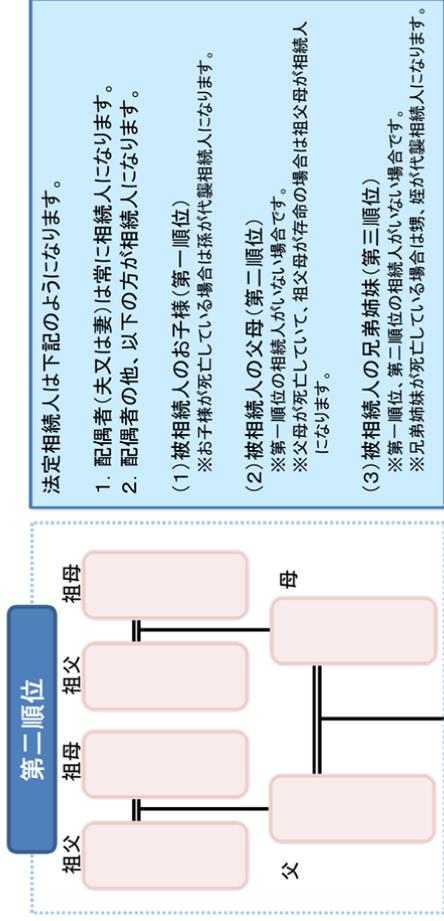
ヒアリングシート1

令和3年度国交省モデル事業 ワンストップサービス

マニユアル対応様式：初回相談ヒアリングシート		相談日時	令和	年	月	日				
管理No.	21-00-	相談形式	<input type="checkbox"/> メール	<input type="checkbox"/> 来室	<input type="checkbox"/> 面談	担当者				
窓口を知った方法		<input type="checkbox"/> HP	<input type="checkbox"/> 周知チラシ		<input type="checkbox"/> ふるさとスタッフ		<input type="checkbox"/> その他			
フリガナ		生年月日	年	月	日生	歳				
相談者お名前		自宅電話								
		携帯電話								
フリガナ		FAX								
Eメール		職業								
ご住所										
連絡手法										
相談概要		<input type="checkbox"/> 売却・賃貸 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 改修・リフォーム <input type="checkbox"/> 相続放棄 <input type="checkbox"/> 価格 <input type="checkbox"/> 通言関連 <input type="checkbox"/> 後见人制度 <input type="checkbox"/> 管理 <input type="checkbox"/> 建物状況調査 <input type="checkbox"/> ショアリ調査 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 空き家バンク制度・自治体補助制度 <input type="checkbox"/> 融資 <input type="checkbox"/> その他								
所有者情報		物件所在地	福島市							
		所有者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> ご親族・相続人 () <input type="checkbox"/> 代理人 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相続(共有) <input type="checkbox"/> 相続(個人) <input type="checkbox"/> 転居 (<input type="checkbox"/> 転勤 (<input type="checkbox"/> 入院 (<input type="checkbox"/> 施設入居) <input type="checkbox"/> その他 ()							
物件情報		登記簿等基礎資料の確認	土地・建物の登記	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未	借地権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	持当権	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
		敷地・建物	基礎資料の提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(土地・建物の登記簿・公図・測量図・建築確認・契約書・課税明細書・その他)	戸建て	<input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> その他	階段	築年	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC・SRC造
			土地面積	m ²	坪	建物面積	m ²	坪	改修履歴	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
			空き家の期間	家屋の状況		訪問頻度				
			生活インフラ	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道	駐車場	台分	<input type="checkbox"/> 無	残置物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
その他情報										

ヒアリングシート2

お名前を記入して確認してみましょう。



法定相続分のルールとは？

- ① 相続人が配偶者と子の場合 配偶者 1/2 : 子 1/2 (例: 子どもが3人いる場合なら各1/6ずつ)
- ② 相続人が配偶者と親の場合 配偶者 2/3 : 親 1/3 (例: 両親共に健在の場合なら各1/6ずつ)
- ③ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合 配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4

空き家関連 補助、支援制度まとめ

(2022年1月末時点)

空き家関連 補助、支援制度まとめ①

福島市 (空き家関連補助メニュー)

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
1	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	水道局給水課 給水装置係 (024-535-1126)	配水管布設工事補助制度	<p>右図する配水管は口径50mm以上で給水申込みをする方が、給水装置の新設工事に併せて配水管布設工事を施行し、工事完成後、寄附を条件に当該工事に係る配水管布設費用の全部又は一部を助成する。</p> <p>(1)1戸当りの水道管布設延長が20m以下の場合は、対象工事費全額を助成</p> <p>(2)1戸当りの水道管布設延長が20mを超える場合は、対象工事費の2分の1を助成</p> <p>(3)1.2に併せて繼續解消する場合、新設管への切り替え工事費全額</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/2o=42541
2	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	水道局給水課 給水装置係 (024-535-1126)	給水装置工事費金融融資あっせん制度	<p>戸内水などの自家用水道をお使いの方が、下水道へ加入し始めるために、給水装置工事費金の融資あっせん制度を設け、普及を図る。</p> <p>下図借入額の利率を水道局が負担する。</p> <p>(1)自宅 60万円以内</p> <p>(2)家族やアパート等、1戸当り45万円合計200万円以内</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/2o=36488
3	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	水道局給水課 給水装置係 (024-535-1126)	給水装置工事補助金交付制度	<p>給水装置の設置を助成する場合には必要経費の一部を補助する制度を設け、給水装置の普及を図る。</p> <p>(1)水道部 工事費の全額</p> <p>(2)宅内部 工事費の1/2(5万円以内)</p> <p>(3)1.1、2同時施工の場合は、それぞれ合算した額としていただくため、融資あっせん制度を設け、普及促進を図っている。</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/ekanc-han/kuashi/suido/obkaso/haissuisetsub/1905.html
4	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	都市政策部下水道室 下水道管理センター 管理課係 (024-535-1807)	排水設備設置資金融資あっせん制度	<p>知地区域の方々に1日1戸も1戸も公共下水道に接続する工事をしているため、融資あっせん制度を設け、普及促進を図っている。</p> <p>1戸当り60万円以内</p> <p>2階建てやアパートなど 1戸当り最高45万円まで、200万円以内(工事金額の範囲内で10万円以上1万円単位で融資) ※建築物のリフォーム費用は除きます。</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/ekanc-han/kuashi/suido/obkaso/haissuisetsub/1905.html
5	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	都市政策部下水道室 下水道管理センター 浄化槽係 (024-525-3768)	合併浄化槽設置補助金	<p>生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図っている。</p> <p>単独処理浄化槽または汲み取り槽から合併浄化槽へ転換する場合、設置費の補助()は新築の場合)</p> <p>5人槽：332,000円(166,000円)</p> <p>7人槽：414,000円(207,000円)</p> <p>10人槽：548,000円(274,000円)</p> <p>宅内配管工事費の補助 ※令和2年度から拡充</p> <p>単独処理浄化槽からの転換に限り上限300,000円</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/6soumu-1/is/kuashi/suido/obkaso/1917.html
6	福島市 くらし・手続き 水道・下水道・浄化槽	都市政策部下水道室 下水道管理センター 浄化槽係 (024-525-3768)	浄化槽撤去補助金	<p>増築・トイレ改造の場合で、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を全て撤去し、新たに設置する浄化槽1基に対し、撤去費の実費分を補助する。</p> <p>(1)汲取り便槽の撤去 40,000円</p> <p>(2)単独処理浄化槽の撤去 60,000円</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/6soumu-1/is/kuashi/suido/obkaso/1917.html
7	福島市 くらし・手続き ごみ・リサイクル	環境部ごみ減量推進課 ごみ減量推進係 (024-525-3744)	生ごみ処理費補助金	<p>一般家庭から排出される生ごみ等の減量及び資源の有効利用を目的として、生ごみ処理機器の購入設置者に対して助成する。</p> <p>生ごみ処理機(コンポスト) 登録、密閉型(ばかし) 登録、電動式(手動式) 生ごみ処理機等、管理購入額(消費税含む)の2分の1を助成(登録1基につき2万円限度)</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/6soumu-2/genrou/kuashi/revcycle/hojosez/1175.html
8	福島市 くらし・手続き 交通	都市政策部交通政策課 交通政策係 (024-525-3762)	公共交通の高齢者利用促進事業	<p>高齢者の積極的な社会参加支援と公共交通の利用促進を図るため、15歳以上の方(市民と広域通勤者)を対象に「ももんしゃシルバーパス(シート)交付し、市内路線バスと圏外交通機関との乗り換えを無料化する。</p>	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/koutsu-sai-sasaku/kuashi/kotsu/kotsu/1863/index.html
9	福島市 くらし・手続き 住宅	都市政策部住宅政策課 住宅政策係 (024-525-3757)	水通住宅的動産診断促進事業	<p>昭和56年以前に旧前震害等で建てられた戸建て水通住宅にお住みの方を対象に動産診断費を補助する。</p> <p>個人負担額 住宅の延床面積 200㎡未満 7,500円(税込) 住宅の延床面積 200㎡以上 9,000円(税込)</p>	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/ivutakub-2/sasaku/kuashi/mokuzou/uyakurakushin.html

空き家関連 補助、支援制度まとめ②

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
10	福島市 くらし・手続ま 住宅	都市政策部 住宅政策係 (024-525-3757)	福島市 木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅で、耐震診断により耐震基準に満たないと判定されたものの耐震補強を目的とした住宅の改修「耐震改修」を希望される方に対し、工事費の一部を助成する。 (1)一般耐震改修工事(上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に する工事) 需改修工事に要する費用の5分の4以内 (上限1,000万円) (2)部分耐震改修工事(上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満にする工事) 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内 (上限600万円) (3)部分耐震改修工事(上部構造評点が0.7未満の住宅について主たる居室の部分評点1.5以上にし家具等の転倒防止を施す工事) 部分耐震改修工事に要する費用の5分の4 (上限600万円) ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/youtaku-sesaku/kuurashi/mozoujuzutakushinika.html
11	福島市 くらし・手続ま 住宅	都市政策部 開発推進指導係 指導係 (024-525-3764)	ブロック塀等撤去助成事業	個人の所有で道路に面し、道路からの高さが80cm以上であって地盤等により転倒のおそれのあるブロック塀等の撤去費用の一部を助成する。 補助対象事業 (1)ブロック塀等の全部を取り壊し撤去する事業 (2)ブロック塀等の一部を撤去し、安全が確保される事業 補助金の額は次の(1)と(2)のいずれか少ない方の額とし、上限は1,000万円とする。 (1)ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1の額 (2)補助の対象となるブロック塀等の延長1メートルあたり5千円を乗じて得た額 ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaihatu-shidou/machukakuri/kenchiku/burokutekko.html
12	福島市	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出合い定住応援係 (024-572-5451)	新生活応援事業 移住準備支援金	福島市に移住し、新たに生活を始める方に対して、引越に要する家財の運送費用及び荷造り等のサービス費用に係る経費を支援 (1)経経費(引越し費用)の2分の1の額(最大15万円) ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/konvuz-daa/kuurashi/iyuuteiuyuu/sienhin.html
13	福島市 くらし・手続ま 移住・定住	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出合い定住応援係 (024-525-3739)	U-Iターン移住支援事業	東京圏(埼玉、千葉、東京都および神奈川県)から福島市に移住した方が、福島県のマッチングサイト「Uターンサイト」の移住支援金対象企業の求人に就業した場合や新たに起業した場合に支援金を交付 (1)転入時に単身世帯の場合は60万円 (2)転入時に2人以上の世帯の場合は1,000万円 ※ 移住等、就業、起業に関する要件有 移住支援金の返還規定あり	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/konvuz-daa/kuurashi/iyuuteiuyuu/uiturn.html
14	福島市 くらし・手続ま 移住・定住	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出合い定住応援係 (024-525-3739)	福島市多世帯同席・近居支援事業	福島市内において住宅購入もしくはリフォームをして3世代同席・近居を行う世帯のうち、「福島県多世代同席・近居推進事業」の認定となった世帯に対し補助金を交付する。 (1)基本額10万円 (2)子ども加算1.5万円(4人を限度) (3)原外移住加算10万円	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/konvuz-daa/kuurashi/iyuuteiuyuu/tasetai.html
15	福島市 くらし・手続ま 移住・定住	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出合い定住応援係 (024-525-3739)	移住希望者宿泊費補助事業	市への移住を希望し、またはその準備のために福島市へ来訪される方で、「福島県が運営している「らくしき」移住希望者支援金(宿泊費補助金)」を受けた方が市内の宿泊施設に宿泊した場合、宿泊費の一部を補助 補助金の交付を受けることが出来る回数は、1人当たり、1往復につき2回 対象経費の2分の1に補助対象者数を乗じて算出された金額若しくは、5,000円に補助対象者数を乗じて算出された金額のいずれか低い額	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/konvuz-daa/kuurashi/iyuuteiuyuu/syukuhakuhin.html
16	福島市 くらし・手続ま 移住・定住	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出合い定住応援係 (024-572-5451)	新生活応援事業 湯めぐりバスサポート	令和2年7月30日以前に福島市に転入した方で、要件を満たす方は、「飯沼温泉、高湯温泉、土湯温泉」の4つの公共浴場の入浴料が最大3年間無料	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/konvuz-daa/kuurashi/iyuuteiuyuu/onsenpass.html
17	福島市 健康・福祉 福祉・介護	健康福祉部 長寿福祉課 長寿支援係 (024-525-7657)	高齢者住宅改修助成事業	介護を予防する観点から、高齢者世帯の住宅改修の支援を行う。 対象要件・福島市内に住所のある65歳以上のかつ、本人及び同居全員の長寿介護認定が、市秋の申請がないかた、同じ住所に介護保険の給付対象者がいないかたのすべてが該当するが、 ・対象工事の9割で1.8万円限度	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/youtaku-shien/kenho/fukushi/korasha/fukushiservice/1306.html

空き家関連 補助、支援制度まとめ③

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
18	福島市 子育て・教育 幼稚園・保育園・子育て支援施設	こども未来部 幼稚園・保育園課 幼児検定係 (024-573-2021)	U11ターニング保育士等就労支援補助金	福島県外から転入し、福島市内の私立の認可保育施設、幼稚園、認定こども園、保育士、幼稚園教諭または保育教諭として就労するがために必要経費について20万円を上限に補助する。	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/youho-kuuibu/houkusho/jiturn.html
19	福島市 まちづくり・環境 公園・広場・道路	建設部道路建設課 生活支援係 (024-525-3765)	私道整備補助金制度	私道の整備の促進のため、私道の舗装工事（オーバーレイ可、道路維持のための削土工、土留工事を含む）に対し事業費の一部補助（最大6.0%まで）する。 対象要件：一般通行の用に供されており、私人等が所有し及び管理する道路で整備する私道の幅員が2.5メートル以上で延長が20メートル以上で私道も5戸以上利用し、私道敷地の所有者やその他の権利者の同意を得ており、適法に補助を受けて整備を行っているもの	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/douken-seisaku/machizukuri/heshiketsaku/doro/doroseibi/3051401.html
20	福島市 まちづくり・環境 自然環境	環境部環境課 温暖化対策推進係 (024-525-3742)	脱炭素住宅整備補助事業	脱炭素住宅の実現に向け、脱炭素住宅整備に要する経費の一部を助成する。 ①住宅用太陽光発電システム（一律40,000円） ②家庭用蓄電池システム（一律100,000円） ③電気自動車充電設備（一律100,000円） ④カーシェアエネルギーマネジメントシステム（一律30,000円） 助成可能組み合わせ ・①のみ：40,000円 ・①+②または③：140,000円 ・①+④：70,000円 ・①+②または③+④：170,000円 ・①・③・④は車休での申請は受け付けておりません。	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/saiseinengy/houisei/20210401.html
21	福島市 まちづくり・環境 自然環境	都市政策部 公園緑地課 管理係 (024-525-3765)	生垣設置事業補助金交付制度	福島市に住んでいるが、または、今後転入し住む予定の者がたて新しく生垣を設置、またはブロック柵を築きとして生垣を設置するかたへ補助する。 補助要件：申請者個人が住む（または住む予定の）、宅地周囲で公道に接し、接する部分の総延長が3メートル以上で生垣の延長1メートルにつき2メートル以上の樹木が植栽され、植栽地面前から0.9センチメートルを超えないこととした、赤銅色の地面となるビヤンツン類は植えないこと ① 生垣の総延長：1メートルあたり5,000円 ② ブロック柵築法：1メートルあたり3,500円 ③ ブロック柵築法し生垣設置される方は上記それぞれ交付されます。（総築額17万円）	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-kanri/kurashi/reencline/houisei/kanri/2052901.html
22	福島市 しごと・産業 農林業	農政部 農業企画課 農業就労支援係 (024-525-3740)	あぐりりっしゅサポートパッケージ	福島市で就農を希望する方を『フレッシュ農家さん』として、現在就農中の『セブンバイ農家さん』が、相談・体験・研修・営業・定着にいたる各ステップに必要な支援を『あぐりりっしゅサポート』という名称で提供する。 [STEP1] 農業の相談・体験 ○農業を始めたいので相談したい！ 『セブンバイ農家さん』はじめ、市の職員や関係機関が連携して、農業スタートアップをサポート ○農業を体験してみたい！ 『セブンバイ農家さん』が、就農を検討している『フレッシュ農家さん』に1日単位で農業体験をご提供。栽培作物がまだお決まりでない方や、農業未経験の方におすすすめ。 （農業体験支援事業） [STEP2] 農業の研修 ○農業の高附加值を受けるための資金をら 50歳未満の研修生が、先進農家や農業関係人等等の研修機関で1年以上かつ1200時間以上研修した場合には、年間150万円を最長2年間交付。（農業次世代人材投資事業（研修型）） ○農業の研修生を受け入れるための資金をら 50歳未満の就農希望者を雇用し、技術・経営ノウハウ等を習得するために準備する研修に対して年間120万円を最長2年間受け入れ農家さんに交付。（農の雇用事業） [STEP3] 農業開始から定着まで ○営農資金が必要なときは （直の支援） 経営開始5年以内の50歳未満の方に、年間最大150万円、最長5年間資金を交付。（農業次世代人材投資事業（経営開始型）） （市の支援） 65歳未満の経営開始3年以内の方に、月額5万円、最長2年間の資金を交付。（申請期間6月30日まで）（農業経営開始支援事業（独立就農））	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nouaoubo-in/nouaoubo-usu/takudasushinn.html

空き家関連 補助、支援制度まとめ④

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
23	福島市 しごと・産業 立地	商工観光部 企業立地課 企業救済係 (024-525-3723)	企業立地促進助成制度	<p>○就業者を正規従業員として雇用した法人さまに法人が、就業者を正規の従業員として雇用した場合、月額5万円を最大2年間交付。(申請期間6月30日まで) (農業経営開始支援事業(雇用助成))</p> <p>○農業用機械の資金なら 10万円以上の農業用機械等の取得に要する経緯の3分の1以内を、上限30万円まで助成します。(申請期間6月30日まで)</p> <p>○農業用機械等導入支援事業 (農業用機械等の資金なら) ○農地を取得する際の資金なら 農地を取得した場合、年間賃借料の2分の1を3年間交付。また、農地をお買い求めの場合は、10アールあたり2万円を、上限20万円まで交付。(農地流動化支援事業)</p> <p>○ご融資 農業用機械等購入に必要な資金を無利子で貸し付け、借入期間17年以内(借入置き期間5年以内)、融資限度額3,700万円。(青年等就農資金：(株)日本政策金融公庫)</p> <p>○農業メンター事業～就農後も安心して相談できる【フレッシュ農業さん】が、スタートアップを育て農業経営が定着できるように、農業に関する知識や技術の習得に限らず、農業全般について「ゼンバイ農業さん」がメンター役(安心して相談できる人)となって、ご相談におじます。</p> <p>福島市への立地に際し「用地取得助成金」「構築業助成金」「雇用奨励助成金」「転入支援助成金」といった充実した助成制度で、企業の整備を支援いたします。</p> <p>助成対象業種：製造業、卸売業、小売業(ただし立地する事業所は製造工場など)、情報技術・研究開発型企業、特定産業(医療・健康、ロボット・航空、農産物加工関連)</p> <p>○福島市が分譲販売する工業団地に立地する場合 【交付要件】 ①操業開始日において、用地取得面積に応じて新築地元常雇雇用者及び本市転入常雇雇用者の合計人数が以下のとおり雇用すること。 ・5,000平方メートル未満の場合、1人以上 ・5,000平方メートル以上15,000平方メートル未満の場合、2人以上 ・15,000平方メートル以上の場合、3人以上 ②建屋及び機械設備の投下固定資産総額が1億5,000万円(中小企業者は3,000万円)以上であること。 ③用地取得後3年以内に操業を開始すること。 ④当初計画した事業を10年以上継続すること。 【助成の内容】 ①用地取得費 ・用地取得費の40%以内の額 ・医療・健康関連企業、ロボット・航空関連企業、農産物加工関連企業(以下「特定無誘産業」)の場合は、用地取得の60%以内の額 ②構築業助成金 ・固定資産税相当額(上限1,000万円/年)を操業開始日から3年間 ・特な無誘産業の場合は、5年間 ③雇用奨励助成金 ・新規地元常雇雇用者1人につき20万円を操業開始日から3年間 ・特な無誘産業の場合、5年間 ④転入支援助成金 ・本市に転入する常雇雇用者1人につき20万円 ○民有地に立地する場合 用地売買契約前の事前協議が必要です。 【交付要件】 ①操業開始日において、用地取得面積に応じて新築地元常雇雇用者及び本市転入常雇雇用者の合計人数が以下のとおり雇用すること。 ・5,000平方メートル未満の場合、1人以上 ・5,000平方メートル以上15,000平方メートル未満の場合、2人以上 ・15,000平方メートル以上の場合3人以上 ②本市の都市計画区域のうち、準工業地域、工業地域、工業専用地域または都市計画区域外に立地すること。 ※研究開発機能または本社・支社機能もしくは特定流通業務施設の設置にあつては、区域の限定なし。 ③建屋及び機械設備の投下固定資産総額が1億5,000万円(中小企業は3,000万円)以上であること。 ④用地取得後3年以内に操業を開始すること。 ⑤当初計画した事業を10年以上継続すること。</p>	<p>https://www.city.fukushima.lkushima.jp/kuokou-yuechi/shioto/yuechisuide/nichishian/toodclass/index.html</p>

空き家関連 補助、支援制度まとめ⑥

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL																																								
				<p>【取得の要件】</p> <p>○三世帯以上の方が同居する場合 住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世帯以上の直系親族の方が、取得した住宅に居住すること。</p> <p>○三世帯以上の方が近住する場合 住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世帯以上の直系親族の方が、取得した住宅及び近隣の住宅に居住すること。</p> <p>※1 直系親族とは、取得者、その父母、祖父母、子、孫などをいう。直系親族の他、取得者の3親等内の親族の方も対象となります。</p> <p>※2 近居する住宅とは、取得した住宅の敷地からの距離距離が2 km以内にある住宅をいう。</p> <p>【経費内容】</p> <p>取得した住宅に係る不動産取得税が2分の1 (3%→1.5%) 軽減額が30万円を超える場合は、30万円が軽減の上限となる。</p>																																									
28	福島県 住まい	福島県土木部 各建設事務所 建築住宅課 東北(024-521-2575) 他	「住んでふくしま」空き家対策 総合支援事業	<p>被災者・避難者の住宅再建や定住・交流人口拡大の促進、新築・子育て世代の居住水準の向上、安心して空き家の取引が行うことのできる環境の整備、市町村の地域・まちづくり等に対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に実施するため、空き家を有効に活用し、居住又は生活の拠点とする者に対し、補助金を交付する。</p> <p>【補助対象となる空き家】</p> <p>(1) 登録住宅：空き家バンクに3ヶ月以上登録されている建物 (2) 空家住宅：3ヶ月以上居住等で使用されていない建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【補助の内訳】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>対象種別</th> <th>対象</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補助</td> <td>1. 取得費</td> <td>1.取得費</td> <td>1.取得費</td> </tr> <tr> <td>2. 取得税</td> <td>2.取得税</td> <td>2.取得税</td> </tr> <tr> <td>3. 取得費</td> <td>3.取得費</td> <td>3.取得費</td> </tr> <tr> <td>4. 取得税</td> <td>4.取得税</td> <td>4.取得税</td> </tr> <tr> <td>5. 取得費</td> <td>5.取得費</td> <td>5.取得費</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補助</td> <td>1. 取得費</td> <td>1.取得費</td> <td>1.取得費</td> </tr> <tr> <td>2. 取得税</td> <td>2.取得税</td> <td>2.取得税</td> </tr> <tr> <td>3. 取得費</td> <td>3.取得費</td> <td>3.取得費</td> </tr> <tr> <td>4. 取得税</td> <td>4.取得税</td> <td>4.取得税</td> </tr> <tr> <td>5. 取得費</td> <td>5.取得費</td> <td>5.取得費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請内容】</p> <p>1. 取得費の補助 2. 取得税の補助 3. 取得費の補助 4. 取得税の補助 5. 取得費の補助</p> <p>【申請書類】</p> <p>1. 取得費の補助 2. 取得税の補助 3. 取得費の補助 4. 取得税の補助 5. 取得費の補助</p> <p>【申請期間】</p> <p>1. 取得費の補助 2. 取得税の補助 3. 取得費の補助 4. 取得税の補助 5. 取得費の補助</p> <p>【申請場所】</p> <p>1. 取得費の補助 2. 取得税の補助 3. 取得費の補助 4. 取得税の補助 5. 取得費の補助</p> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>1. 取得費の補助 2. 取得税の補助 3. 取得費の補助 4. 取得税の補助 5. 取得費の補助</p>	【補助の内訳】				区分	対象種別	対象	補助率	補助	1. 取得費	1.取得費	1.取得費	2. 取得税	2.取得税	2.取得税	3. 取得費	3.取得費	3.取得費	4. 取得税	4.取得税	4.取得税	5. 取得費	5.取得費	5.取得費	補助	1. 取得費	1.取得費	1.取得費	2. 取得税	2.取得税	2.取得税	3. 取得費	3.取得費	3.取得費	4. 取得税	4.取得税	4.取得税	5. 取得費	5.取得費	5.取得費	https://www.nref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundef/ukushima.html
【補助の内訳】																																													
区分	対象種別	対象	補助率																																										
補助	1. 取得費	1.取得費	1.取得費																																										
	2. 取得税	2.取得税	2.取得税																																										
	3. 取得費	3.取得費	3.取得費																																										
	4. 取得税	4.取得税	4.取得税																																										
	5. 取得費	5.取得費	5.取得費																																										
補助	1. 取得費	1.取得費	1.取得費																																										
	2. 取得税	2.取得税	2.取得税																																										
	3. 取得費	3.取得費	3.取得費																																										
	4. 取得税	4.取得税	4.取得税																																										
	5. 取得費	5.取得費	5.取得費																																										
29	福島県 住まい	(一財) ふくしま 建築住宅センター (024-573-0118)	福島県省エネルギー住宅改修補助事業	<p>住宅の省エネルギー化を促進するために、県内の既存住宅の新築改修に対し補助金を交付する。</p> <p>【補助額】</p> <p>県内既存戸建て住宅の新築改修に係る1/2又は1/3 (上限額80万円～190万円) ※改修内容等により補助率及び上限額が異なる。</p>	https://www.nref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/svsaean/szoutakou.html																																								
30	福島県 住まい	福島県再生可能エネルギー推進センター (024-525-0070)	福島県住宅用太陽光発電設備等補助制度	<p>太陽光発電 県内の住居等に新たに太陽光発電設備を設置する場合の費用について補助金を交付 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり40,000円 市町村補助金と併用可能 最大160,000円(4kwまで) 蓄電池補助金 県内の住居等の太陽光発電設備に新たに蓄電池設備を併用する場合の費用について補助金を交付 蓄電池の容量容量1kWhあたり40,000円 最大200,000円(5kWh分まで) V2H補助金 県内の住居等の太陽光発電設備に新たに電気自動車充電設備を併設する場合の費用について補助金を交付する 上限100,000円(低額) ※蓄電池とV2H設備の補助金の併用はできません。</p>	https://fukushima-mch-choib.org/																																								

空き家関連 補助、支援制度まとめ⑦

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
31	福島県 住まい	福島県土木部 建築指導課	福島県木造住宅等耐震化支援事業	木造住宅及びブロック等の耐震化を支援する市町村に対し、補助金を交付します。 補助金の額は、市町村の補助する額の4分の1が県が定める補助金額のいずれか低い方とする。 ○対象工事 耐震診断等 【補助額】 ・1戸あたり15.6万円(上限) 県補助3.9万円 ○対象工事 耐震化工事 【補助額】 ①一般改修・建替の場合 戸あたり100万円(多量地域120万円)(上限) 県補助25万円(多量地域30万円) ②増築・部分改修の場合 戸あたり60万円(多量地域72万円)(上限) 県補助15万円(多量地域18万円) ○対象工事 ブロック等耐震化工事 【補助額】 工費額の3分の2かつ10万円/件 県補助2.5万円/件 浄化槽を設置する者に対し、市町村がその設置に要する費用を助成する場合、その助成費用の一部を助成する。 ④浄化槽設置費用補助 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ⑤交付基準額 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ⑥宅内配管工事費用補助 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ブロック等耐震の除却や交換に市町村が補助する場合、市町村へ補助 【補助額】 ・市町村が補助する額の1/4以内(上限2.5万円) 人口減少対策と地域創生の実現を図るため、移住・定住の促進、地域の活性化及び賃貸住宅ストック形成の観点から福島県内に移住・定住する方のために住宅を取得する方に、市町村と共同で補助を行います。 【住宅取得経費の1/2】又は【下記①～③の合計(市町村による補助と県の補助の合算額)のいずれか低い額。】	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuz-outaisinshianimokukou.html
32	福島県 住まい	福島県生活環境部 一般廃棄物課 (024-521-7249)	福島県浄化槽整備事業	浄化槽を設置する者に対し、市町村がその設置に要する費用を助成する場合、その助成費用の一部を助成する。 ④浄化槽設置費用補助 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ⑤交付基準額 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ⑥宅内配管工事費用補助 交付総額で定める基準額と対象経費支出額を比較し、少ない方の額の3分の1を乗じた額 ブロック等耐震の除却や交換に市町村が補助する場合、市町村へ補助 【補助額】 ・市町村が補助する額の1/4以内(上限2.5万円) 人口減少対策と地域創生の実現を図るため、移住・定住の促進、地域の活性化及び賃貸住宅ストック形成の観点から福島県内に移住・定住する方のために住宅を取得する方に、市町村と共同で補助を行います。 【住宅取得経費の1/2】又は【下記①～③の合計(市町村による補助と県の補助の合算額)のいずれか低い額。】	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045a/www-ippanshaiki2.html
33	福島県 住まい	福島県土木部 建築指導課	福島県ブロック県等安全対策促進事業	ブロック等耐震の除却や交換に市町村が補助する場合、市町村へ補助 【補助額】 ・市町村が補助する額の1/4以内(上限2.5万円) 人口減少対策と地域創生の実現を図るため、移住・定住の促進、地域の活性化及び賃貸住宅ストック形成の観点から福島県内に移住・定住する方のために住宅を取得する方に、市町村と共同で補助を行います。 【住宅取得経費の1/2】又は【下記①～③の合計(市町村による補助と県の補助の合算額)のいずれか低い額。】	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/blockwa-lanzen.html
34	福島県 住まい	福島県土木部 建築指導課 民間建築担当 (024-521-7528)	福島県ブロック県等安全対策促進事業 来て、ぶくしほ 住宅取得支援事業	人口減少対策と地域創生の実現を図るため、移住・定住の促進、地域の活性化及び賃貸住宅ストック形成の観点から福島県内に移住・定住する方のために住宅を取得する方に、市町村と共同で補助を行います。 【住宅取得経費の1/2】又は【下記①～③の合計(市町村による補助と県の補助の合算額)のいずれか低い額。】	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/kitenfikushima.html
35	福島県 住まい	福島県商工労働部 雇用労政課 (024-521-7289)	勤労者支援融資制度	※対象者市町村にお問い合わせください。 東日本震災(地震・津波)により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ①基礎支援金(住宅の故障程度に応じて支給) ：最大100万円 ②加算支援金(住宅の増築方法に依りて支給) ：最大200万円 ※①②を合わせて最大300万円支給。 ※上記金額は被災当時世帯世帯の場合であり、単世帯の支援金額は世帯世帯の3/4となる。	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/33011c/kinrous-hayushiseido.html
36	福島県 住まい	被災当時 お住まい の市町村	被災者生活再建支援制度(窓口市町村)	東日本震災(地震・津波)により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ①基礎支援金(住宅の故障程度に応じて支給) ：最大100万円 ②加算支援金(住宅の増築方法に依りて支給) ：最大200万円 ※①②を合わせて最大300万円支給。 ※上記金額は被災当時世帯世帯の場合であり、単世帯の支援金額は世帯世帯の3/4となる。	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shienhou.html
37	福島県 住まい	福島県保健福祉部 児童家庭課 家庭・給付担当 (024-521-7176)	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)	住宅資金 建設・購入・補修・保全・増築 限度額1,500万円(特別：災害等により発生した場合等20万円) 連帯保証人を付した場合は無利子	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/bosei-fushi-katou.html

国土交通省・復興庁(空き家関連特例措置・給付金メニュー)

38	国土交通省		空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家対策特別措置法)による3,000万円特別給付金	招請時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、招請人の居住の用に供していた家を招請した招請人が、当該家屋(招請のない場合は前借りリフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は助産した後の土地を譲渡した場合に、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別給付(特例適用期間：令和5.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/fukukakentiku/house/itakukenintoku_house_tk2_000030.html
----	-------	--	---	---	---

空き家関連 補助、支援制度まとめ⑧

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
39	国土交通省		買取再販で取られる住宅の取得に係る特別措置	買取再販に係る消費者の負担を軽減し、消費者がより多くの選択肢から高品質な既存住宅をも、より低価格で購入できるようにするための制度 (特例適用期間：令4.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000024.html
40	国土交通省		居住用財産の譲渡に関する特例措置	マイホーム（自分の任んでいる建物やその敷地）を譲渡し、譲渡利益が生じた場合、譲渡利益から3,000万円を特別控除して課税所得を計算する制度 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000029.html
41	国土交通省		住宅取得増進資金に係る贈与税の特例措置	住宅取得者の初期費用の軽減を通じて、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図るため、父母や祖父祖母との間の親戚から、住宅の買取り、取得又は贈与等のための資金を贈与により受けつけた場合に、一定額までの贈与につき贈与税が非課税となる制度 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house/utakulembitku_house_tk2_000018.html
42	国土交通省		住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置	住宅取得の際の負担を軽減するとともに、良質な住宅ストックを形成し、その流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る従来の特例規定等に関する特例措置を次のとおり軽減する制度 (特例適用期間：令4.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house/utakulembitku_house_tk2_000019.html
43	国土交通省		住宅ローン減税【所得税、個人住民税】	無償のマイホームを借り入れて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、年末のローン残高の1％を所得税（一部、翌年の住民税）から10年間控除する制度 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house/utakulembitku_house_tk2_000017.html
44	国土交通省		省エネ改修に関する特例措置	一定の省エネ改修工事を行った場合、改修費用を減額した年の所得控除が一定額控除 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house/utakulembitku_house_tk2_000026.html
45	国土交通省		新築住宅に係る税額軽減措置	良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅にかかる固定資産税を3年間（マンション等の場合は5年間）、2分の1に減額 (特例適用期間：令4.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house/utakulembitku_house_tk2_000021.html
46	国土交通省		住まい給付金	消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するため新たに創設した制度です。消費税率8割は収入額の目安が10万円以下の方を対象に最大30万円、10割時は収入額の目安が75万円以下の方を対象に最大50万円を給付する (特例適用期間：令3.12.31まで)	http://sumai-hufukui/
47	国土交通省		耐震改修に関する特例措置	一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得控除が一定額控除 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000025.html
48	国土交通省		長期優良住宅化リフォーム推進事業	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に関する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う事業 事業を行う前にインプレッションが必要	https://www.leihen.go.jp/choubu1_1/
49	国土交通省		長期優良住宅化リフォームに関する特例措置	一定の耐震改修又は一定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性能向上改修工事（長期優良住宅化リフォーム）を行い、増改築による長期優良住宅の認定を取得する場合、改修後居住を開始した年の所得控除が一定額控除 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk4_000128.html
50	国土交通省		同居対応改修に関する特例措置	三世同居を希望する者が、一定の同居対応改修工事を行った場合、改修居住を開始した年の所得控除が一定額控除 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000028.html
51	国土交通省		認定長期優良住宅に関する特例措置	耐震性、耐火性、可変性等に優れ、適切な維持保全が確保される認定長期優良住宅のため、一定の認定長期優良住宅の取得又は取得を行った場合、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税が軽減 (特例適用期間：令4.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000022.html
52	国土交通省		認定低価格住宅に関する特例措置	高度な省エネ性能を有する低価格住宅の普及を促進するため、一定の認定低価格住宅の新築又は取得を行った場合、所得税、登録免許税が軽減 (特例適用期間：令4.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000023.html
53	国土交通省		バリアフリー改修に関する特例措置	一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修後居住を開始した年の所得控除が一定額控除 (特例適用期間：令3.12.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000027.html
54	国土交通省		不動産取得税に関する特例措置	住宅取得の負担軽減による住宅取得・流通の促進を図るため、住宅を取得した場合の不動産取得税の税率を3%に軽減し、住宅の流通コストの軽減を通じて、良質な住宅の建設及び流通を促進するための、住宅を新築した場合、譲渡業者から中古住宅を取得した場合、譲渡業者から新築時における控除額と同額を控除 (特例適用期間：令6.3.31まで)	https://www.mlit.go.jp/utakulembitku/house/utakulembitku_house_tk2_000020.html

空き家関連 補助、支援制度まとめ⑨

No.	区分	担当	補助金・支援制度名称	概要	URL
55	国土交通省		補助金・支援制度名称 こともみらい住宅支援事業	子育て世帯・若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るため、子育て世帯・若者夫婦世帯による省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対し補助金を交付する。(補助金の交付は、住宅を整備・分譲する事業者の申請に基づき、住宅の取得・リフォームを行う方向に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対し補助金を交付する。) 一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額を交付する。 (1)新築は、子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、最大100万円の補助金を交付。 (2)リフォームは、全ての世帯対象とし、最大30万円の補助金を交付。子育て世帯・若者夫婦世帯は上限45万円(既存住宅購入を伴う場合は60万円) ※子育て世帯：18歳未満の上原45万円(既存住宅) 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯	https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001093.html
56	国土交通省		住宅ローン減税	○入居に係る適用期間も4年間(令和4年～7年)延長 ○令和4年以降に入居する場合 ・控除率も0.7%、控除期間も新築住宅等は原則15年間、既存住宅は10年とする。 ・既存住宅を含め、住宅の隣接性等に応じた借入限度額の上乗せ措置を講ずる。 ・令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅について、省エネ基準適合の要件化。 ・既存住宅の要件化(耐火住宅25年、非耐火住宅20年以内)について、昭和57年以降に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)に緩和。 ・新築住宅の床面積要件について、令和5年以前に建築確認を受けたものは40㎡以上に緩和(合計所得金額1,000万円以下の者に限る。) ・適用対象者の所得要件を合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げ。 ・令和3年度税制改正における特例措置の適用を受ける場合は除く。	https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_001072.html
57	国土交通省		住宅取得資金に係る贈与税非課税措置	○受贈に係る適用期間も2年間(令和4年～5年)延長。 ○非課税限度額は、良質な住宅は1,000万円、その他の住宅は500万円。 ○既存住宅の要件化要件について、住宅ローン減税と同様に緩和。	https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_001072.html
58	国土交通省		新築住宅に係る固定資産税の減額措置	○適用期間も2年間(令和4年～5年)延長。 ○土砂災害特別警戒区域等区域内で、都市再生特別措置法に基づき市町村による適正な立地を促すための動向に従わないで建設された一定の住宅を適用対象から除外。	https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_001072.html
59	復興庁	住まいの復興給付金事務局 0120-250-460	住まいの復興給付金	東日本大震災の被災住宅の所有者が、引き上げ後の消費税が適用される期間に新たに住宅を建設・購入、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に給付	http://hukiko-hyaku.jp/



DATA DRIVEN

未来への分析

お問い合わせ

株式会社タス

TEL : 03-6222-1023

FAX : 03-6222-1024

Web: <https://corporate.tas-japan.com/contact/>

※本資料の無断転載・転用等をご遠慮ください。